

会議録

平成 28 年 9 月 1 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 6 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、福嶋委員
鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：手塚委員

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 4 時 21 分
事務局 吉 田、西 嶋

開 会

1. 委員長挨拶

平野委員長 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第 6 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。手塚委員より欠席の届出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議をはじめたいと思います。

会議次第につきましては、事前に配付しております。

きょう調査事項としましては、総務課、まちづくり新幹線課の 2 課になっておりますが、その他といたしまして 4 課も追加で資料を添付しておりますので、調査が終わり次第その他を進めるということで進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

2. 調査事項

(1) <総務課>

・工事契約について

平野委員長 それでは早速、調査事項に入る前に、昨日の台風 10 号が大変な被害をもたらしたということで、きょう現在までわかっている範囲の被害状況について、説明があるとお聞きしましたので、若山課長説明をお願いします。

若山課長。

若山総務課長 おはようございます。

第 6 回総務・経済常任委員会に先立ちましてお時間をいただいて、この度の台風 10 号による被害状況について、現段階での報告をさせていただきたいと思います。

台風 10 号は、8 月 30 日夜にかけて、道南・当町付近を通過する予測であり、また勢力を保ったままの接近が予想されたため、この 30 日に開催された管理職会議の冒頭において、大森木古内町長を本部長に平成 28 年台風第 10 号木古内町災害対策本部を 9 時 30 分に立ち

上げました。

天候の悪化は夕方以降に予想されたために、それまでの時間は、中央公民館をはじめとする避難所の開設準備や、止水対策としての土のうの製作を消防署員の協力も得ながら行っております。また、災害時協力体制の協定を結んでいる、木古内町建設業協会には浸水の心配がある低地対策として、発電機やポンプの準備を依頼しております。

15時30分に国道が通行止め、17時30分に自主避難者用の避難所を開設しております。6箇所です。その後、もう1箇所加えまして、7箇所を開設しております。

18時過ぎから自主避難者が訪れ、22時の時点で男性7名、女性18名の計25名が最大数の避難者数でありました。その後、天候が徐々に回復したため、22時30分には8名のかたが帰宅し、深夜0時5分までに3名が帰宅され、残り14名のかたが1泊されました。中央公民館に7名、札苅みらい館に7名で、14名の皆様は8月31日午前6時までに全員自宅に帰られております。

それで、19時25分に釜谷・泉沢地区が停電、19時35分には南本町・新道地区も停電、こちらのほうは8分後に復旧しましたが、釜谷・泉沢地区については翌朝までの停電が続く、そのあとも一部停電が続いておりましたが、現在は復旧しております。

現在のところ、幸いにも人的被害は出ておりませんが、暴風に伴う家屋の被害、主に家屋の屋根や車庫、物置の屋根、シャッター等の被害が報告されております。31日未明までに木古内消防署・消防団員の活動内容は、屋根等の飛散防止措置19件、建物等の固定措置4件、建物の応急処置2件、看板撤去1件となっております。なお、出動人員につきましては、消防署員22名、消防団員42名であります。町職員につきましては、職員・特別職合わせまして、68名が態勢に従事しております。

昨日、8月31日に被害調査を開始しております。現段階での状況です。人的被害はございません。住宅等の被害は、住宅が一部損壊51件で、内訳は屋根の破損が32件、それ以外が19件となっております。被住宅、物置とか車庫なのですけれども、全壊が13件、半壊が4件、一部損壊が127件、内訳は屋根の破損41件、それ以外が86件となっております。いま報告しました数字については、消防の活動内容と一部重複しております。

それから次に、農業被害です。ビニールハウスの損壊51件、作業施設損壊1棟、乾燥倉庫損壊1棟、牛舎屋根損壊1棟で、いずれも概数ですけれども、施設被害額が790万円、作物の被害額が225万円の計1,015万円となっております。

漁業被害は、加工場蓄養施設などの損壊など被害額110万円とのことであります。なお、漁場の被害については、まだ調査が進んでおりませんので、報告できる段階に至っておりません。

このほか全町で倒木が多数あり、道路の通行に影響がある箇所については、その除去に現在も取り組んでおります。

また先ほど申し上げました被住宅全壊の13件のうち、ふるさとの森薬師山の東屋が含んでおります。被害額概算で800万円、これに沿路の被害が5箇所、55万円と現段階で試算しております。

なお、災害対策本部については、8月31日に早朝に避難者が全員帰宅されたことから、同日の8時30分に廃止しております。

以上、きょう現在の被害状況を報告させていただきました。このあとさらに調査を進め、

まとめり次第行政報告をさせていただくことになろうかと思えます。以上です。

平野委員長 きょう現在までの被害状況ということで説明がありましたが、皆さんのほうから何かありますか。今後、引き続きまだ調査をして、おそらくさらに拡大した内容で行政報告があるのかなと思えますが。

竹田委員。

竹田委員 総務課長、1 件。何人かのかたから要望があったのですけれども、物置だとか例えば車庫、シャッターだとかそういうがれきの処理の関係です。当然、個人の所有ですから個人が処理をしなければならないということは話したのですけれども、こういう大きな災害というか中で、町としても何かやはり考えているのかなというところがあれば。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 調査していただいた段階で、もちろんがれきのはっきり自分のものだとわかっているかたは、自分で処理ということではいいのですけれども、どうやらよそから飛散してきて自分の土地に来たとか、空き家から飛んできたとかそういうものもあって、自分のものも混ざっているのですけれども、どこか数件 1 箇所にトタン屋根とかそういうものがまとまって置いているという場所もちょっとずつありますので、その辺はこのあと調査を進めていって、もちろん所有者が特定できないものも含まれていますから、町のほうで対応できるものについては、対応していきたいというふうに考えております。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 もう一度確認なのですけれども、対策本部の立ち上げと本部の解散です。避難のかたが来た時間と、帰られた時間をもう一度お願いいたします。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 平成 28 年台風第 10 号木古内町災害対策本部、これを 8 月 30 日の午前 9 時 30 分に立ち上げております。廃止につきましては、翌日 8 月 31 日の 8 時 30 分です。

避難者なのですけれども、17 時 30 分から避難所を開設しまして、18 時 10 分から避難所に避難されたかたがはじまっております。最初は 6 名ですけれども、それから最大の時に 22 時で最大 25 名、そして翌日の午前 6 時までに全員帰宅をされたということです。

平野委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上で台風の被害報告については終えて、早速調査事項に入っていきたいと思えます。

それでは、改めまして総務課の調査事項といたしましては、工事契約についてということでございますので、資料が出ております。早速、資料の説明を求めます。

若山課長。

若山総務課長 それでは、総務課の調査事項であります平成 28 年度木古内町発注工事等の説明に入らせていただきます。担当主査の田畑のほうから説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

平野委員長 田畑主査。

田畑主査 おはようございます。

それでは、こちらからは平成 28 年度発注済の工事及び委託業務について、説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをご覧ください。

前回の常任委員会で、次回の常任委員会から資料作成時点の請負価格の合計及び平均落札率、ほか各入札に係る最低制限価格と入札参加業者数を掲載することとしましたので、請負価格の合計及び平均落札率を資料の最終ページの下段です。工事の場合ですと2ページの一番下になりますがそちらのほうに、最低制限価格を予定価格または設計金額の右隣に、入札参加業者数を落札業者名の下段に括弧書きで掲載させていただいておりますのでご確認ください。

今年度につきましては、発注予定工事34件のうち8月末までに30件の発注が終了しております。会計毎の内訳としましては、一般会計が21件、水道事業が5件、下水道事業が3件、病院事業が1件となっております。

工事概要につきましては、記載のとおりであります。4番の木古内町大平1線歩道補修工事は、既設水路撤去に伴い堆積していた汚泥処理費等の追加に係る設計変更がされております。

また、5番の木古内町污水管渠新設工事その1、また6番のその2につきましては、工事に係る騒音振動対策としてコンクリート切断費用等を追加することに係る設計変更がされております。

また、10番の木古内町旧江差線レール等撤去工事は、道道拡幅工事との調整によりレール撤去区間の増及び支障となるコンクリート柱撤去費用等の追加に係る設計変更がされております。

続きまして、2ページをお開き願います。

19番の木古内町健康管理センター及び在宅サービスセンター屋上・外壁防水改修工事は、外壁塗装面の補修面積の増等に伴う費用の追加に係る設計変更がされております。

20番の木古内町旧老健施設屋上防水工事は、当初再利用の予定がありましたアルミ製笠木の状態が想定より悪く、再利用ができない状態であったため、こちらを新規で設置する費用の追加に係る設計変更がされております。

また、19・20番の工事につきましては、専門性の高い工事のため見積合わせにより契約締結をしております。

27番の工事につきましては、現在エレベーターの保守業務を委託している業者と見積合わせの上、契約締結をしております。

以上、8月29日時点の入札分に係る平均落札率につきましては、2ページ下段に記載のとおり、96.8%となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

こちらにつきましては、発注予定の委託業務の一覧となっておりますが、こちらにつきましてまず2番の委託業務につきまして、工事管理業務の「管」を監督の「監」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

委託業務につきましては、今年度の発注予定13件のうち、8月末までに10件の発注が終了しております。会計毎の内訳は、一般会計9件、下水道事業1件となっております。

委託業務の概要につきましてもご覧の通りとなりますが、1番の木古内町公共下水道事業管渠工事に係る家屋調査業務委託につきましては、事後調査1件の費用追加に係る設計変更がされております。

また、2番の委託業務につきましては、前年度実施設計業務を委託した業者に見積合わせの上、契約締結をしております。

また、3番のヒジキ養殖技術導入事業につきましては、こちら専門性の高い事業であることから表記事業者と随意契約をしております。

7番の新幹線開業PR事業につきましては、こちら以前に同様の事業を記載表記業者に業務委託をしております、当町のニーズを熟知している事業者ということで、こちらと随意契約をしております。

委託業務の8月29日時点の入札分に係る平均落札率につきましては、こちらに記載のとおり91.8%となっております。

また、4ページから6ページにつきましては、平成27年度の発注工事一覧、7ページには平成27年度の発注委託業務一覧の実績を掲載させていただいておりますので、こちらも内容をお読み取りいただきたいと思っております。

これで、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 それでは、田畑主査より工事契約についての資料の説明が終わりましたので、各委員から質疑があればお受けいたします。

福嶋委員。

福嶋委員 1番の釜谷の改善センターの工事の状況が聞くところによると非常に遅れていると。工期は10月31日までとなっておりますが、最近やっと屋根の建物が見えた。あと、きょう含めて2か月よりないのですけれども、1億3,000万円の工事の内容が2か月ではたしてできるのかと。その原因は何だろうと。そうしたら、天候の障害だという話でした。どうもやっていることが現状の状況がよくわからない。私の考え方では非常に偏っているから、あまり1社がAクラスが取りすぎてそういうふうに関に合わないのではないかというふうな感じもするのだけれども、その点でどういう考えでいるかちょっとわかる範囲内をお願いします。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時27分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの福嶋委員の遅れているのではないのかという質問に対しての答弁を小西主査、お願いします。

小西主査。

小西主査 釜谷多目的集会施設についてですけれども、当初の工程ではいま現時点で外壁材を貼るといふところまでできていたのですけれども、若干やはり工程に遅れは出ております。どれくらい遅れているかという2週間程度の遅れは出ていますのですけれども、今後、内部工事のほうにかかっていく中で、それは回復できるということで、いまはそれで全体の業者間会議を2週間に1回工程会議を開いておりますので、そこでも工期内に終われるということは確認は取っております。以上です。

平野委員長 それ以外の質問についてあれば。

新井田委員。

新井田委員 見積工事一覧表の中で、見積もり合わせと備考欄にありますけれども、見積もり合わせイコール契約というような状況なのですけれども、これはどういうことなのでしょう。見積もり合わせが普通何社か 1 社しかいないという部分はあるのでしょうかけれども、そういう部分が何か違和感があるのですけれども、この辺ちょっと説明をいただけませんか。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 19 番・20 番の工事につきましては防水工事ということで、専門業者をお願いをする形になる工事でありまして、町内で防水の登録されている業者が 1 社しかない状況です。競争ということにならないものですから、入札と同じく町のほうで予定している予定価格は、この場合 1 社ですので伏せて、入札と同じような形式で見積書を出していただいております。その見積書でこちらの予定価格以内だったのが 20 番の防水工事で、これについては 97.7%で契約をしているという状況です。

一方で 19 番については、こちらで予定していた価格よりも見積額が高かったものですから、再度札を入れてもらいました。再度札を入れてもらったのですけれども、まだほんの少し高かった状況でした。このあと相手方と、これが著しく見積額に返りがある場合は、もう見積もり合わせの中止ということになるのですけれども、ごく近い数字での見積書だったものですから、相手業者とこちらの予定価格を提示し、この価格で仕事はできないのかということの提案をさせていただいた中で、であればそんなに差がないのでこの額では契約できますという相手方からの了承を得ましたので、こちらの予定価格でもって契約をしたということで、形上 100%というふうになっております。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 内容はわかりました。やはり、1 社単独ということが良いのか悪いのかという部分はあれですけれども、やはり今後例えば塗装工事、あるいはそれに関わらず業者の選定については、行政はどんなふうを考えて。例えば、いま一般的には野上塗装さんというのは、ここ 1 社ですよ。ほぼ独占企業みたいなものですけれども。こういう部分は、木古内に何件かやはりそういう規模の大小はあるのでしょうかけれども、塗装業者さんというのは当然おられると思いますけれども、その辺の見積、ランク付けは当然されている部分はあるのでしょうかけれども。そういう部分の今後の展開というのは、どんなふうを考えているのかわかれば聞きたいですけれども。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 委員からの発言の中で、塗装業者は従前野上塗装さん 1 社だったのですけれども、この中に木元塗装とあるのですよね。ここはどういうところなのかなと思って、ちょっとお聞きします。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの 1 社による見積もり合わせの件ですけれども、まず町の方針としましては町内業者の育成、そして技術力、その上で技術力の向上ということで、全ての工事においてこれは委託も含めてなのですけれども、地元で事業が実施できる業者があれば入っていただくと。地元優先ということで、指名をしているというのが現在のところでは。

その中で、委託業務等で地元には地下調査だとかそういったのができる業者がありませんので、そういった場合には外からの参加を求めると。ただ、1社であっても地元でやられるところがあれば1社で見積もり合わせという形を取るというような指名の仕方をしております。

また、その中で塗装工事にあっては、町内で法人格を持たずに事業をやっている塗装業者がございますので、そういうところには経営評価点。経審を受けていただいて、指名願いを出すという前提での書類はこういうふうにするのですよというようなこととお知らせしながら、指名参加していただくということで進めておりましたところ、あとから出てくる塗装業者が指名願い、経審のほうの審査点数をいただいたということで指名願いが出ましたので、そこではじめて2社による指名競争入札が執行できると。ただ、まだ新しい業者については、工事实績も大きくない状況もありまして、工事額でやはり指名委員会としては、工事額によって指名するかどうかについて検討をするというような状況になっております。

屋上防水についても、いままで外の業者が来て実施をしていたのですが、町内業者で資格を取っていらっしゃるということで、これも企業努力の中で資格を取っているわけですから、町としては屋上防水の発注にあたってはそこを中心という考え方ではおります。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま大野副町長からご説明をいただきまして、内容はわかりました。ただ、やはり1社単独というのはある意味では、そこで競争原理も何も働かないわけですから、町内の塗装業者に限らずやはり行政指導の中で、ある程度そういう見積りに加入できるという手助けをやはりやってほしいと思います。それは、もう業者のほうで判断をすべきことかもしれませんけれども、特に書類の提出に関しては非常にどの業者さんもとにかく多いのだよと、複雑なのだよというようなことも聞いている部分がありますけれども。それはそれとして手順を踏んでやらなければいけない部分は十二分わかりますし、いま言ったように町としても万弁なく大小はあると思いますけれども、そういう業者さんに還元という言葉が適切ではないでしょうけれども、適正な見積徴収をしながら対応できればいいのかなと思いますけれども、その辺は今後腹に入れておいて、指導なりそういう方向性をもっともっと充実したものにしていきたいと希望で終わります。答弁はいいです。

平野委員長 ほか。

又地委員。

又地委員 塗装工事だけでなくして、例えば見積もり合わせあるいは随意契約、パーセント的に100あるいは99.いくらと。見積もり合わせの部分では、特にいま言うように1社よりないと。それで100%だと。この問題は行政側は、そのあとのことなのです。あとのことというのは、例えば見積もり合わせで100%でした。なぜ100%かという、1社よりないと。1社よりないから100%の見積もり合わせになりましたと。大事なことは、そのあとのこと。100%で見積もり合わせして、その業者をお願いしたのだけれども、その業者が下請けを使っていたとしたら、これはつじつまが合わなくなる。話の中身、わかりますか。元請けなわけです、100%で。ところが下請けに出していたとすれば、100%でないですよこれ。そこに必ず差異があるのです。その辺を行政側で、こういう類いのものがこれからきっとまだまだ出てくると思うのだけれども、その辺はしっかり勉強しない

とだめですね。意味わかると思いますよ。100%で見積もり合わせを取りました。仮に1,500万円だとします。これでないとできませんと言って見積もり合わせで、営業者が1社が取ったと。だけれども、この業者1社よりなかったからこの業者にいったわけです。だけれども、この業者がそう言いながら下請けを使っていたとすれば、つじつまが合わなくなるでしょう。まさか1,500万円を取って、1,500万円以上で下請けをさせるわけがない。その辺はこれから行政サイドも少し勉強をしないとだめだろうなというのが1点と、それと委託の部分では入札執行率が91.6なのだよね。おもしろい現象だなと思う。これは、ほとんどが委託の部分は町内業者で、91.6でなかったかな。町内の業者があれしている場合は、96.8かな。96.8以下で受注している業者も中にはおります。この辺やはり町民からいろいろ「随分、入札執行率が木古内は高いね」と言われる所以でないのかなというような気がします。だからと言って、議会がどうなりこうなりと注文を付けてもこれは越権行為にあたる部分もあるのだけれども、その辺は心して行政側は入札執行をしてほしいということで留めておきます。

平野委員長 いまの又地委員の2点ほどありましたが、それについての答弁ではありませんけれども、理解はできましたか。

副町長。

大野副町長 ご心配の向きはわかります。地元はこの工事ができる業者は1社しかいないがために、見積もり合わせにしているわけですから、その業者が工事をやる際に町内の別な業者を下請けということはあり得ない話です、これは。できる業者がいないわけですから。その上で町外はどうなのだという時には、これあり得る話です。そのところについては、下請け願いとというのが手続き上出てきますので、そこは認める認めないというのは行政側の判断ですから、そこはしっかりと精査していきたいというふうに今後もそのようなことで進めていきたいというふうに思います。

また、高止まりになっているという印象については、これは従来から委員の皆さんにはご指摘をいただいていますので、引き続き建築・建設それぞれの団体のほうに高止まりになっているのではないかとということの意見反映と言いますか私のほうから要請はしていきたいというふうに考えております。以上です。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 工事の内容に関する詳しい質問はあまり適さないかなと思うのですけれども、1点だけ。工事予定一覧表の34番、木古内駅西側駐車場整備工事、こちら5,500万円の工事で、入札予定が9月の下旬ということなのですからけれども、いま現在例えば予算の道なのかそれとも町の一般会計なのかも含めて、現時点でわかる範囲で説明をしていただければと思います。確か前回もどこかの駐車場、結局予算が付かず道のほうでこれはいろいろあったので、ちょっとこちらの今回も気になる部分は正直あるので、説明をしていただければと思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 まちづくり新幹線課のほうで以前、駅周辺整備計画書というのを皆さんのほうには図面でお出ししているのですけれども、この西側駐車場というのは、その整備計画の中の一つの事業です。いま駅周辺整備事業の中で残っているのは、この西側、そして環状線ということで、こちらについては社会資本整備総合交付金事業ということで、約2分

の 1 の交付金をいただいて事業を実施するというようにしております。きこりろの線路寄りのほうに駐車場がいまも舗装はしておりますけれども、あそこは低くなっていますので、段差解消を含めて改良を行うという計画です。

平野委員長 補足で、若山課長。

若山総務課長 鈴木委員がご心配のとおり、昨年度はいまの副町長が申した交付金の割当がちょっと少ない中で、急いでいた東・北を優先して実施して、西については 1 年今年度回しということで事業を進めておりまして、今年度の内示額も実はそれほど良い内示額ではなくて、道のほうとその辺をもう少し増額できないのかというような相談をしながら現在に至っております、それでいま発注が遅れているという状況ではあります。

平野委員長 福嶋委員。

福嶋委員 総務課長にお聞きしたいと思います。

実は、私は毎度通って歩く佐女川 1 線の環状線の道路工事の状況について、30 番で杉沢組が落札して来年の 3 月 21 日まで、3,000 万円。その工事が私は、どうしていま休止しているのかなと内容を聞かれるわけです。いつできるのだと。そうしたら、舗装をかけてしまつて法面がずれるから収まるまで工事にかかれぬというふうな話もいろいろあれけれども、どうも工事の内容を J R との橋桁を架けるのに時間もまた別発注でやるのだろうけれども、何か工事がやっている途中にあの辺に車が 2 台くらい止めておいて、道路脇に止まっている。どうも工事が中断しているのか工事期間中でありながら、現状についてはたして来年の 3 月 21 日までできるのかなと。

もう一つは、カーブを曲がって角。歩道も含めて今回補修もしているよね、公民館の上がり口のカーブ。あそここのところも道路をやつて、肝心の本体工事がいつかかるのかなというふうな感じですけども、わかる範囲内でお願いします。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 工事の内容にかかることですので、私のわかっている範囲でのみ答えさせていただきます。

今回の杉沢組の行っている工事につきましては、こちら工事内容として路体盛土ですとか路床盛土、排水、路盤等書いておりますけれども、書ききれなかった部分で他という欄に、昨年度実施した跨線橋の上に架かる橋桁の輸送業務がこの工事の中に入っています。現在は、桁を製作した工場のほうに保管をしてありますので、桁の輸送をこの工事に用意してしまつて、現在終わっている舗装の上の橋までの間の平田に桁を輸送して、J R さんに施工委託する上部工、桁の架設。これについて、工事に支障がないように順次桁を運んできて、その桁架設をやると。桁架設が終わり次第、その部分は上を仕上げるという予定なものですから、まずここに書いている舗装等はまだまだできない状況ではあります。

桁の架設なのですけども、J R さんあるいはいさりび鉄道さんと随意協議を進めながら施工時期について、担当課の建設水道課、まちづくり新幹線課のほうで随時打合せをして、工事の目途が立ち次第、業者さんが桁の輸送から入ってきて、そういうことで工期が 3 月までかかるというのは、いま準備段階というふうなご理解をしていただければというふうに思います。

平野委員長 皆さん、きょうは工事契約についてということですので、今後工事の内容の細かい部分で気になることがあれば、釜谷も含めて現地調査も予定しておりますので、そ

の中でこの中の工事で気になる部分があれば、皆さんの現地調査も含めた中で細かい内容の質疑をする場面もあると思いますので、その際にお願いします。きょうは、契約内容ということで、そのほかの質問があれば。

竹田委員。

竹田委員 先ほど副町長から説明があった高止まりの関係の良いか悪いか別にして、我々素人的な考えからすれば、こういうふうは何社で入札の経過はこの表でわかるのだけれども、これを例えば札の金額まで公表するというふうにすれば、いくらの差でこの業者が落札したという部分。だから、それをうちは公表したほうが自分の考えとすれば、高止まりが少しでも解消になる一つの方法にならないのかなという気がするものですから、その辺が良いか悪いか別にして、その辺はどうなのでしょう。ちょっと意見を。

平野委員長 入札額の全社の金額の公開については、どのように考えているかということです。考えていなければいけないでもよろしいです。竹田委員は公開したほうがいいのはいかという思いですよね。それに対するの答弁を。

若山課長。

若山総務課長 いま現在工事にあたって行っているのが、この間懇談会でも説明をさせていただいたとおり、一定額以上の工事については事前公表というものを行っております。

いまおっしゃられている内容については各入札書の金額等の話で、事後公表をどうするかというお話になろうかと思っておりますけれども、今年度については第 1 回目の指名委員会の中で、今年度の方針なり要綱等を定めて 1 年間進むということにしておりますので、来年度の要領を決める際に参考にさせていただきながら、今後の検討になろうかと思っております。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 54 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに。

吉田委員。

吉田委員 ちょっと 1 点気にかかる先ほどの副町長の答弁の中で、3 ページの釜谷の委託業務ありますよね。北匠さん、観光交流センターも含めて結構仕事を取っているのですが、函館の業者ですよね。それで、1 社しかない函館というか渡島のこの地域に、本当に 1 社しかこの金額を取れる業者がないのか、ほかにないということでもいいのかという。

平野委員長 若山課長。

若山総務課長 いまご質問の 2 番の工事監理業務でよろしかったでしょうか。これについては、説明が足りてなかったとしたら申し訳ありません。工事監理業務ですので、これは前年度に実施設計を競争入札で行っています。競争入札の結果、北匠さんが設計業務をやっていたので、実施設計業務だと工事の中身がわかっているという中で、これについては北匠さんから 1 社から見積をいただいて契約をしているということです。因みに観光交流センターは、札幌の高岡建築設計というところですよ。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で工事契約について、総務課の調査事項を終了いたします。

11時5分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

(2) <まちづくり新幹線課>

・人口減少対策について(継続)

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課に続きまして、続いての調査事項はまちづくり新幹線課、表題は人口減少対策についてということでございます。まちづくり新幹線課の皆さん、お疲れ様でございます。

説明に入る前に、皆さんに語句の訂正の説明資料というのをお配りしました。事前にお配りした6ページの文言が間違いの記載でしたので、そのさらに訂正をした表を差し替えとしてお配りしましたので、ご理解ください。

それでは早速、人口減少対策について、ちょっと暮らし住宅についてと企業誘致についての説明を求めます。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まちづくり新幹線課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、はじめに私のほうからは人口減少対策ということで、ちょっと暮らし住宅の状況について、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

ちょっと暮らし住宅取得に係る協議経過についてご説明を申し上げます。

ちょっと暮らし住宅につきましては、今年度事業開始を目指しまして、空き家の再利用、所在地等の利便性、また経済性等を考慮しまして、中古住宅所有者のかたとこれまで協議を行ってまいりましたが、最終的に現時点で不調に終わっている状況でございます。

その経過について、ご説明を申し上げます。

所有者のかたとは6月下旬にお会いしまして、事業内容等のご説明を行い、物件の売買の意思があるということを確認をいたしてございます。

その後、電話も含めまして数回のやりとりを行い、価格提示等もした中で調整を行ってまいりました。一時は合意に向けた方向性も見えたものという認識は持っておりましたけれども、最終的に8月中旬には合意に至ることが無理だということが確認されたところでございます。

今後につきましては引き続き、空き家の活用を検討すると共に、来年度、道の交付金を充当いたしまして、町有地に住宅を新築するという事も合わせまして、両方向で検討したいというふうに思っております。

また、新築する場合の試算でございますけれども、建築面積は75㎡程度、約22.7坪で

ございますけれども、2LDKの平屋建てを想定してございます。建設費用は、内部の備品も含めまして、1,500万円を見込んでございます。

財源につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を見込むことになりまして、補助率は2分の1となっております。

現在の状況については、以上でございます。

平野委員長 それでは、ちょっと暮らしと企業誘致については、分けて進めたいと思います。

ちょっと暮らしの説明が終わりましたが、質問に入る前にこちら前回の常任委員会等でも話が出ましたが、当初新築を予定してがこの委員会の中では空き家を利用してやるべきだと。この事業については、今年度中に進めるという話なのですが、どうも今回の資料を内容については非常に薄くていま説明で何件か話が出ましたが、これ不調に終わったというのは6月下旬から話をされたのは何件あったのか、1件だったのか。あるいは、これが不調に終わった理由というのは、どうなのかということも合わせて説明ができればお願いします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 内部検討は数件を検討いたしまして、相手方については1件でございます。最終的に不調に終わった原因でございますが、これにつきましてはやはり金額的な部分、これを最終的に折り合いが付かなかったというのが正直な理由でございます。

平野委員長 皆さんの質問として言うことを先に聞いてしまいましたが、いまの説明を受けた中で再度、質問をお受けしたいと思います。

新井田委員。

新井田委員 いまの委員長から事前のそういう話がありましたけれども、なぜ1件なのか。いろいろ対象というのは当然、事前の調査の中でいろいろ腹づもりはあるのでしょうか。6月から面談をしながらいろいろ手応えは当然感じていたとは思いますが、それが1件で終わっているというのは何となく手薄な感じがしないでもないですけれども、その辺をまず1点と。

その金額的に、私は金額的にというよりも何かもっと具体的な中身があるのではないかなと思うのですけれども、当然我々一般的な考えですと、やはり例えば家の持ち主なんというものは、ある意味ではもう町に寄附をしたいよと。だから、好きに自由にしてというような思いのかたが割と多いのではないかなと思うのです、ある意味では。過去の状況から見て、私も何件かご相談を受けた経緯はあります。そういう中で、儲けというよりも処理にある程度重点を置いているのではないかなというような気はしているのです。だから、そういう部分でいくと、はたして金額が公開できない部分もあるのかもしれないけれども、当然下積もりをここの部分に関してはこういう金額で折衝したいのだと。あるいは、グロスでこういうような提案をしたいのだというようなことを当然されていると思うので、その中でそういう結果という形なのでしょうけれども。もうちょっと具体的に、相手が望んでいる部分というのは何だったのか。たまさか1件ですから、これが何十件単位であるというわけではないですから、その辺をちょっと具体的にお話をできないものかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 実際、交渉したのは1件ということですが、私ども内部的には複数の物件を検討してございます。それで、所有者のかたにご確認を申し上げたのは、実際は2件ございます。そのうち1件のかたにつきましては、売買の意思がないということで、その後の交渉は行ってございません。残りの1件のかたは売買の意思があるということで、これまで交渉を進めてきたという状況でございます。

それから、不調の理由なのですけれども、交渉の過程の中では様々ございました。例えば売買することによる税の関係ですとか、様々などといったことに気を付けなければならないのか、手元にどの程度残るかこれは当然のことでございます。そういったものも一つずつ潰していきまして、最終的にはこの物件も私どももちょっと暮らしする以上、やはり一定程度の自由空間というのは確保しなければならないですし、また利便性です。木古内町で暮らしてもらった場合の利便性を感じてもらおうという意味で、場所的なものも検討してございました。そういう中で、比較的この物件については築年数、建築後比較的新しい物件ということで、やはり建築費等も相手方のかたも考慮した中での交渉になってまいりますので、そういう中で最終的には不調であったという状況でございます。

平野委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 この部分とたぶん新築だったらということで、空き家対策この部分で議会でいまこうなったのだけれども、数年前に厚沢部のちょっと暮らしの住宅を見ましたよね。いま聞いていたのが22坪、22坪の家となったら本当に粗末じゃないですか。将来的にこれどういうふうになるのかなど。新築でいま次年度計画を立てるわけですから、22坪のやつでただ単に何か。厚沢部の事業を聞いたら、その町は旅行の起点だけに使ってそのまま終わり。もう暮らす気はない。毎年それが繰り返されているという事実なのですよね。いま22坪ではたして最終的にこの建物はどうなるのかなど不思議な部分があるのです。本当に住んでもらいたいのであれば、もっとちゃんとした家、厚沢部もちゃんとした家ですよ。

あれでも住んでもらえないのに22坪の家。確かに半額交付金というのは、はたしてこれで本当に本気にやる気あるのかなという懸念があるのです。この辺はどういうふうに検討しているのか聞きたいです。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 いま厚沢部の事例がございました。厚沢部町は、4棟のちょっと暮らし適用しているというふうに伺ってございます。私も内部を拝見しに伺ったこともございまして、まさしくホテル並みのちょっとした一軒家のペンションだとかと貸し出すような非常に立派な、また床面積も広い。家族でいうと5人・6人宿泊できるような大変立派なものでした。

私どもが考えておりますのは、これは短期間木古内町の暮らしを体験していただくということが目的でありまして、例えば旅行感覚で来て使っていただくとかリゾート地のそういった宿泊施設みたいなことではなくて、実際家族、老夫婦なり、若い夫婦でも例えば夫婦2人子ども1人とかいうような標準的な家庭の人員で、木古内町で2週間なり1か月なり暮らしてもらった場合に、町民と同じような生活の空間を提供するのがちょっと暮らしというふうな考え方を持っておりますので、そういった視点でこの面積の想定もしている

ところでございます。

平野委員長 ほか。

吉田委員。

吉田委員 そうしたら、町営住宅でもいいのじゃないかという感じになってしまうのですよ。その辺はいまどうなのか、たぶん道営住宅は無理だと思うのですがけれども、町営住宅の中でそういう暮らしの中でできる部分はあるかと。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 又地委員。

又地委員 道営住宅は無理だという同僚委員から。私は、道営住宅も一期目の部分がまだ空いていると。そして、このあと2期工事が21戸。いま課長が言うように、ちょっと暮らしてもらうという発想なのですよということなのだけれども、であれば空いている道営住宅を町が借り上げてしまうという方法はできないのかなと。これ過日、道の建設常任委員会が視察に来てくれた。そうしたら、一期目のまだ空いていますというあれですと担当課から説明がありましたし、二期工事は来年度着工すると。一期工事が空いているのに二期工事に着手してもらうのは、大変ありがたいことです。我が町の住宅マスタープランの変更が、たぶん合わせた中で出てくるだろうとそう思う中で、道営住宅が子育て支援用の住宅なのに空いていると。そうしたら、そこを空いている部分は町で借り上げをしようとする。そして、住んでもらうという方法も可能であれば、そういう方法も良いのではないかという気がしないでもないのだけれども、その辺合わせてちょっと説明をもらいます。

それと、1件所有者と協議をしたけれどもということで不調に終わったと。これは税金云々の話があったけれども、中古住宅を例えば町で買うという場合は、5,000万円以上とかというのは税金がかからないわけでしょう。私は、ある意味では公共事業という観点からいけば、税金がかからないのではないのかなという気がしないでもないのだけれども、その辺も合わせてもう一度説明をください。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず公営住宅・道営住宅の活用ということでございます。

これにつきましては、公営住宅・道営住宅については、これは整備した基になる法律が公営住宅法になります。公営住宅法につきましては、低所得者の住宅対策というのが大まかな目的でございます。そのために収入基準、入居するための基準というものが定められているところでございます。ですので、これらをちょっと暮らしに町で取得して、あるいは町の所有している公営住宅を提供するということは、これは制度上できないということでございます。できるとすれば、例えば町で持っている公営住宅以外の町有住宅です。

ただ、私どもが考えましたのは、やはり都会から来てこの田舎で暮らしてもらうという中で、集合住宅よりもやはりレンタカーを借りたりする人も多いというふうに向っていますので、一戸建てでやはりあずましく木古内町の体験をしてもらうという環境というものを提供することのほうが、やはり重要であろうという考えには立ってございます。

それから、次の税の関係でございますけれども、租税特別措置法の特別控除の対象ということでのご質問でございますけれども、これは土地収用法第3条に謳われてございます事業、これが租税特別措置法の対象になるということでございまして、例えて申しますと

道路事業、あるいは河川事業、また学校建設、病院建設、こういったものが事業としては該当することになってまいります。

ちょっと暮らし事業につきましては、これはそういった部分で言いますと、公共事業の位置付けにはなってまいりません。したがって、通常民間で不動産を場合売買する事例と同様の土地・建物の取り引きになってまいります。以上でございます。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 ちょっと暮らしの中古住宅の件は、我々が考えていたのは場合によってここに提案があるように、町が買い上げる。そういう方法もあれば、例えば賃貸。町が借りてはたして木古内町に魅力、木古内町をPRするための手段としてこういう窓口というか受け入れをしましたということで、それが軌道に乗ってきてはじめて新築だとか中古住宅の借り上げというふうにすべきだろうと当初考えていたものですから、それがいきなり中古の物件を町が買い上げる。そこで、家屋だとか諸々のいろんな条件が合わなくて、不調に至っている。ここを例えば、賃貸で中の改修費は町でやるわけだから、例えば賃貸の期間もある程度の期間を見込んだ部分で進めてみるという手もあるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺買い上げと賃貸の関係はどういう検討をしたのかどうか。

平野委員長 いまの竹田委員の質問に合わせますけれども、以前話をした内容もちょっと暮らしはもちろん大事で、木古内をPRして木古内の良さをわかってもらって移住してもらおうという内容なのですけれども、合わせて空き家の利活用に一番これが適しているという話で出たのです。竹田委員が言うように、全員合致の意見ではないかもしれませんが、買うのではなくて例えば町内の空き家の所有者が「何かに使うのだったら無償でも貸してもいい」とか、「安く貸してもいい」という声もたくさん聞いているのです。ですので、それを無償で借りて、そこは改築にいくらかかるのか。じゃあそれを何軒やって、じゃあ予算はいくら。新築ばかり 1,500 万円という金額が出ていますけれども、空き家を活用してやるという内容が全然薄いのですよね。いまも 1 件話をしたけれども不調になった。だから、空き家を利用してちょっと暮らしに上手く進めていこうというのが全然見えてこないのですよね。だから、いま新築だったらこれじゃ足りないという話も中には意見としては出ますけれども、前回話をしたちょっと暮らしに対して空き家活用という話が全然進んでいないようにしか見えないのです。ですので、まずはいま竹田委員が言ったように、買うのではなくて賃貸だったらどうなのだ。じゃあ、賃貸だったら予算を押しえられるので何軒やりたいのだ。その候補としての交渉できる軒数はあるのかという部分まで踏み込んだ取り組みをしているのかどうかですよね。その辺もちょっと合わせて答弁をください。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 所有者のかたとの交渉については、売買がまずは条件として、また賃借の賃貸の可能性もあるかどうか。これは、意思確認をした中で進めてまいりました。

また、その他の空き家の活用ということでの例えば賃貸の可能性とかいうご質問ですけれども、これについては現在空き家については調査を進めている段階で、ちょっと暮らしにいまあるその他の空き家を複数提供するというような観点では、現在は検討をしてございません。

平野委員長 賃貸をすればしたら内容は全然ないのですけれども、賃貸も一応交渉をしているだけの話ですか。いまこの1件だけについて、賃貸交渉をしたという報告のみですか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 この1件のまず交渉を続けてきたところについては、賃貸の可能性もということで、確認はしてきております。

いま中古住宅の調査は改めして、今年度行っておりますので、売買なり賃借のどういった意思があるのかということも意向確認を合わせて行っているところでございます。

平野委員長 前回の意見を申し上げたのは、いま厚沢部の例も言いましたけれども、実際そこには小旅行で来る人だけで、厚沢部に移住する例はまずほぼゼロだよと。ということから考えても、家じゃないのですよ。良い家、以前も住みやすい家と言いましたけれども、私は全然そういうのは必要なくて、虫が出てもいいじゃないかという観点から、良い家を建てなくてもまずは木古内に居住空間で、だから空き家が適していてやるべきだと。新築は必要ないのだという思いの元、意見を言ったのですけれどもその後、わかりましたという進みから全然空き家調査を結局合わせて進めなければならないですし、中古物件が結局交渉できたのが1件程度だということで、以前言った意見が全然反映されていないとしか捉えられないのですよね。

新井田委員。

新井田委員 いまの委員長に関連しますけれども、何か私個人的には6月からちょっといろいろ折衝して、8月で折衝したけれどもだめだったよと。議会にも報告をしなければいけないよねという中で、私は何かあんまり急いでこういう結論を出しているというか新築までというような話になっているのかなと個人的には思うのです。そうではなくて、そもそも委員長がおっしゃったように、ちょっと暮らしの住宅については何も急ぐことはないのではないかと思うのです。こういう新築まで。ましてや一軒家に2件程度の交渉で、だめだったから新築にしようねということにはならないのではないかと思います。そもそも元の考え方が転換できていないというような私は個人的には聞いていて思うのです。ならば、別に最後の手段としてはこういうことも必要でありましょうけれども、いまいまの段階で1件・2件の折衝がだめだから新築しようねというようなことには、あまり急ぎすぎじゃないかなと懸念はあるのですけれども、その辺はどう思いますか。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まずちょっと暮らしの考え方でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、やはり都会などから木古内にちょっと暮らしをするかたについては、やはり住環境という意味で申しますと下水道なり浄化槽が付いているとか、あるいは最低限やはり冬にすきま風が入らないとか、高断熱・高気密的な北国で暮らすための住環境のやはり好印象を持っていただくためには、そういったものも必要だろうという観点で、この中古住宅にしてもすぐに提供できるような程度の物件を探したところではございます。

それから、現在の状況なのですが、新築にこだわっていると私ども言うことではなくて、今後も日々空き家という状況は変わってございます。そういう中で、ちょっと暮らしに適した住宅について町内を把握しまして中古住宅、空き家の活用というのは当然のことながら引き続き検討をします。いま今後そういった形で進めるべき物件、こういったものがあるというのは我々把握しているものはございます。ただ、それが交渉ごとですので、

すぐに提供できるようになるかと言いますと、それはこれからの話になってまいりますけれども、一方でそこがいま確証はない中での空き家の次の活用ということですので、もしそれが順調に進まなければ新年度で財源確保をした上での町有地での新築というのもあり得るということで、両方の可能性を検討して、とにかくちょっと暮らしを早くやりたいという姿勢は変わりございません。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 どうもいま同僚委員からも同じようなことを求めているのですけれども、やはり何か新築にこだわっているように響くのですよね。そうではなくて、やはり空き家の利活用これも含めて、ちょっと暮らしというのは我々が行政側に求めてきたことなのですよ。ですから、この前の町民課から出た資料かな。要するに、空き家でも活用可能な空き家というのは何戸もある。そして、住環境のやはり快適な状況というのは、それを例えば賃貸でも売買でもそれをした上でそういう環境に整理をすればいいわけだから、ただそういう中古物件しか探していないからこういう結果に至るのではないかというふうに思うのだよね。だから、そういう快適な部分だけ求めてきているから価格面で折り合いが付かないと。こういうことが出てくると思うのですよね。先ほど来、出ているように、無償提供してもいいというそういうかたもいますし、その変わり家の中にこういう家財の処理だとかそういうものも一緒にやってくれればというかたもやはりいるわけですよ。ですから、新築に目を向けるのではなくて空き家の利活用、そしてちょっと暮らしを木古内が実践をします。そういう運びでなければ当初、我々が議論をしてきたことが何もならないのかなというふうに思うのですよね。その辺はどうですか。何か新築に最終的にはこだわったような地域づくり総合交付金を受けるために、もういまから手を挙げないと間に合わない。だから、そんなに急ぐことはないだろうということで同僚委員も言っていますから、そういうのを含めて要件等すべきだろうというふうに思います。

平野委員長 副町長。

大野副町長 前回、人口減少対策ということで6月に常任委員会を開いた際に、6月定例会で方策を出しますというふうなことで、3月にはお約束をしていましたから、その時にこういう事情で難しくなりましたという説明をしましたのは、中古物件があってそれを改修した場合に、もちろん内装関係は全て綺麗にしてお迎えをするという考え方で、浄化槽も整備をする、風呂も整備をするというようなそういうことでやったとしても、高気密・高断熱というふうにはならないと。それは、なぜそこに考えがいくかと言うと、来たかた、ちょっと暮らしをするかたは、全国に木古内の町を発信するだろうという。「ここに暮らして、こういうところが良いのです」というのを発信してもらおうのですけれども、その際に「住んでいるところにわらじ虫が湧いてくる、かわいいですよ」で終わればいいのですが、それがやはりマイナスのイメージで取られてしまふとなかなか木古内を選んでいただけないだろうと。せっかく取り組むのに町の印象を悪くするのではなくて、良くするような方向でやるべきだというふうに協議をした中で、整理をさせてもらっています。そこで、中古物件であっても比較的状态が良いもの。というのは、建築して3年・5年・10年以内で、いま空き家になっているところというのは数箇所ありましたので、それをアタックしてもらった。賃貸も含めてどうでしょうということで、その中で売るという意向を持っているかたが1戸いらしたので、そこは価格交渉だねということで進めたのですが、そうはなら

なかった。いままた1軒お亡くなりになって、空き家になったところがありますけれども、やはりまだ家財道具とかが入っていますから、なかなかすぐ交渉が進んでいかないのです。そういった中で、町の基本のいまの考えというのは、やはり最低限浄化槽あるいは下水道、高断熱・高气密というのを保障しないと町のイメージが悪く広がってしまったらという不安を持っています。そここのところは委員の皆さんと違うところだというふうに思いますので、相違点だと思しますので、そこはもっと議論をしていったほうがいいのかというふうに思います。

平野委員長 前回の委員会の際にも同様の話をしているのですが、いま副町長が言われた高气密・高断熱のうちとしてはこだわりたいと。私は全然必要ないと思うのです。というのは、ちょっと暮らしは田舎暮らしの何が良いのかということがまずメインですよ。住宅ばかりにこだわって、ちょっと暮らしの内容を木古内町の何が良くて来てもらいたいのかという話の一つも出ないのです。まずは、そこがメインだと思うのです。例えば海が近いから釣りができますよ、山が近いから山菜採りに行けますよ、ましてや交通の便も良いですよ。まず良いところを上げる、プラス罰点などところも当然上げなければならないですよ。雪が多いですよとか、あるいは本州から来る人は当然北海道の寒さだとかそういうことをまずPRすることが一番であって、家じゃないのですよ。そこは、断固として全員の一致の意見じゃないかもしれませんが、前回も数多く出ていました。ですから、例えばちょっと暮らしでまず北海道木古内町の良いところ、「ですので、ちょっと暮らししてみませんか」と。「その変わり家はこの程度しか用意できませんでした」でいいじゃないですか。「わらじ虫出ますよ」でいいと私は思うのです。何でそこに虫が出ると木古内町の印象が悪くなるのか、そこがちょっと前回から言っている相違点だと思うのです。

副町長。

大野副町長 ちょっと暮らしをする方々というのは、ほぼほぼソーシャルネットワークをやって評価をフェイスブック等で公表しているのです。そういった中で、町の印象を悪くしたくないという思いの中で、我々行政と言いますかこちらのサイドでは、良いものを提供したいという考え方ですので、そこについて委員の皆さんと意見が相違していますから、我々はそういう進めをしたいという判断をいま持っています。そこは、それがだめだというのであれば、どうぞ指摘をしてください。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ちょっと暮らしの現在の状況を私なりに理解をいたしました。道営住宅の部分も公営住宅のほうがいろいろあったり、現時点で難しいということも理解した上で町民のかた、事業者のかたからよく声があったのは、移住定住者をネットも含めて全国に広く募集するよりも、あそこの会社はあの人、仕事は木古内、住むのは函館。結構身近にそういうかたが多いんじゃないかという声が町民と事業者さんから実際あったところがございます。

先ほどのわらじの話なのですが、そういうかただったらわらじの良さもゲジゲジとわらじのバランスもわかっているという部分も含めて、町民のかたの声と事業者さんの声を上手くちょっと暮らし住宅プラス、やはり木古内にずっと暮らし住宅と。私がいまちょっと考えただけなのですが、本当に身近にいる人に木古内にまず住んでもらうことも進めなければ遠くから移住してもらうことも難しいのではないかと思うところもあり

まして。ですから今後、もちろんちょっと暮らしのいまの進んでいる状況は理解はいたしますけれども、今後例えば町内の事業者さんとも上手く連携をしながら、木古内で働いているけれども実際木古内に住んでいる人が何人いますか、函館に住んでいる人が何人いますか。反応を見ますと、事業者さんとしても交通費もいろいろかかったり、町民に働いている人も函館まで通うのが冬は危険で怖いとかそういうかたもいらっしやるので、ちょっと移住定住向けのちょっと暮らしももちろん理解はできるのですが、本当の近隣に住んでいる人で木古内に住む確率が高いようなずっと暮らし住宅の基本的な考え方として、私としては上手く連携すべきじゃないかなと思っております。やはりちょっと暮らし住宅はPRとしては、とても有効的であることは私自身も副町長がおっしゃったように発信力もございます。ただ、実際に木古内に住むずっと住んでほしいということを考えれば、まず近くにいる町民、事業者さんに連携をして声をかけることもずっと暮らし住宅という可能性も考えてみてはいかがでしょうかという意見でございます。以上です。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まず、町内事業所に勤められている従業員のかた、このかたが木古内に住めばというご意見ですが、これにつきましてはご相談がありましたら公営住宅、あるいは道営住宅。また、町内にあります空き家、こういったものを町内不動産屋さんもございますので、そういったところとも連携をしてご紹介しているところではございます。また、実際そういった中で木古内の事業所に勤務されているということで、木古内に居住されたかたも実際にいらっしやいます。

今後は、そういったものも改めまして、きちんと体制整備をしながらこれまで以上に取り進めていきたいというふうに思っております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 副町長からいろいろちょっと暮らしに来てくれる人方のイメージだとかいろいろ出た。そうすると、第一は下水道がもう既に通っているというか、例えば下水道の通っていないところは、やはり都会の人方にすればあまり良いあれは抱かないだろうと。そうすると、下水道がもう既に通っている地域に限定されるなという気がするのだけれども、そういう取り方でいいのですか。私は、委員会ではそうでなかったように感じるのです。全町に空き家がたくさんあるという中で、空き家をどんなふうを活用したらいいのかというところからはじまったこの議論だと思っております。だけれども、せっかく来てくれる人方に悪いイメージを持たせないためにということになると、やはり第一は下水道がもう既に通っている地域というふう限定せざるを得ないのかなという気がするのだけれども、そういう取り方でいいのでしょうかね。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 いまのご質問の下水道に関してですが、それはそのとおりでよろしいかと思っております。あるいは、下水道が共用開始されていない区域でございましたら、自家所有の浄化槽こういったものもございましょうし、我々としましてはやはり住環境というものは、汲み取りトイレの例えばトイレに入ったらハエが飛んでいるというようなやはり状況というのは、現代社会においては特に都会人については、好まれないというふうに思っておりますので、このように進めていきたいと。

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 副町長なり先ほどから住環境が一番大事なのだということでは話しているのですけれども、別に最初から 100 %でなくてもいいのではないかなと思うのですよね。とにかく来て住んでもらって、それからという考え方にはならないものではないでしょうか。

平野委員長 先ほど副町長が言ったように、相違があると。これに尽きると思います。きょう出た多くの意見は、下水道に何でこだわるのだと。そういう意見が実際ちょっと暮らしをしたデータの中に、アンケートで下水道がなきゃだめだとか、ちょっと暮らしの申し込みをしたのだけれども、下水道がないならだめだったという人が実際にいたのか。そういうデータを元に作らなければならないというのであれば、理解しなければならぬのかなということになるのですけれども、いまの口頭だけで下水がなければだめなのだよというのは理解し難いです、私は。ほかの委員にもいらっしゃると思いますけれども。ですので、私はよく木古内町は都会化をしようとして都会に近づけようとしている部分があると思うのですけれども、ここに来てもらうということは田舎の良さを知ってもらうということに尽きると思うのです。田舎だから虫が出るイコールではありませんけれども、そういう部分が当然あっていいのではないかと。ただ、そこは包み隠さずこのような物件を町は用意していますということさえきちんと公表をすれば、それで理解をしてもらえらると思うのですよ。ですので、きょうのまとめにはなりませんけれども今後、先ほど議長からも竹田委員からも出ましたが、空き家をいかに再利用するかということも合わせて、このちょっと暮らし事業が進めていかなければならぬと考えていますので、今後については空き家の調査です。そこをもう少し詳しくした上で、その報告もまた入れていきたいと思っておりますので、これは継続ということで、これ以上の協議は埒があきませんので、そのようなことでまとめたいと思っております。

ほかの委員、それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

・企業誘致について

平野委員長 以上で、ちょっと暮らし住宅については終えて、続いてが企業誘致についてですが、時間の関係上説明だけさせていただきます。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは、調査事項の 2 番目でございます。企業誘致について、ご説明を申し上げます。

はじめに、資料の 9 ページをご覧ください。

これは、企業誘致用地購入予定箇所図でございます。

以前も同じような図面をお出ししてございます。この用地につきましては、第 2 回の臨時町議会で測量調査費の議決をいただきまして、用地測量を行ってございます。合わせまして、地権者のかたと交渉を進めてまいりました。この土地の交渉についてですが、一部のかたとの交渉が不調ということで、9 月定例町議会におきましては、黄色で示している部分の土地の取得費につきまして、予算提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、今後につきましては効率的な土地利用の観点から、このたび不調となっている土

地の交渉も進めてまいりますけれども、その土地に代わる用地取得も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、資料の 2 ページをお開きください。

木古内町企業振興促進条例（案）でございまして、現在の条例の全部を改正するものでございます。

この条例改正案につきましても、このたびの定例町議会に提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。冒頭、委員長のほうから申し上げましたが、資料 6 ページの 3 項目目につきましても、本日お配りいたしました正誤表のとおり訂正をお願いしたいと思います。

この条例全部改正の理由でございしますが、現在の条例では、町内事業者は新たな事業分野に進出する場合でなければ事業所の移転、増設に関しては助成の対象とすることができませんでした。今回の改正ではこれを無くしまして、町内事業者が事業規模を拡大する場合や、改築、改修を行う場合も対象とするものでございます。

また、助成の内容につきましては、現在の条例では、3 年間固定資産税を免除することと、助成及び協力につきましては金額の定めがございましたが、改正条例では固定資産税の免除を廃止する代わりに、用地取得、事業所建設等における助成等の金額を定めたものでございます。

次に、助成金の内容についてご説明を申し上げます。

7 ページをお開きください。

これは、条例の内容を見やすくまとめた一覧表でございます。上から順番にご説明を申し上げます。

事業所用地取得助成金は、事業所を新設、増設、移転後、事業を行うために常用雇用者を 3 人以上新規に雇用した事業所の用地の取得にかかる投資額が対象ということで、投資額は最低 500 万円としてございます。

投資額の 20 %、または 1,000 万円を限度としており、土地取得費が 500 万円の場合は 100 万円、5,000 万円以上の場合は 1,000 万円が助成額で、交付回数は 1 回限りでございます。

次に、事業所建設助成金でございしますが、事業所を新設、増設、移転後、事業を行うために常用雇用者を 3 人以上新規に雇用した事業所の建設にかかる投資額が対象でございまして、投資額は最低 2,000 万円としてございます。

投資額の 10 %、または 5,000 万円を限度としておりまして、建設費が 2,000 万円の場合は 200 万円、5 億円以上の場合は 5,000 万円が助成額となりまして、交付回数は 1 回限りとなっております。

次に、事業所更新助成金でございしますが、事業所を更新後、事業を行うために常用雇用者を新規雇用した事業所の更新にかかる投資額が対象でございまして、投資額は最低 100 万円でございます。大変、失礼申し上げます。この資料の 7 ページでございしますが、上から三つ目の項目、事業所建設助成金となっておりますが、これは更新助成金の誤りでございます。大変、申し訳ございません。

投資額の 10 %に相当する額といたしまして、ただし常用雇用者を新規雇用した人数が 2 名以下の場合は 200 万円、3 名以上の場合は 1,000 万円を限度としております。

投資額が 100 万円の場合は 10 万円、2,000 万円かつ新規雇用者 2 名以下の場合は 200 万円、1 億円以上かつ新規雇用者 3 名以上の場合は 1,000 万円が助成額となりまして、交付回数は 1 回限りとなっております。

事業所貸貸支援助成金は事業所を借用後、事業を行うために常用雇用者を 3 人以上新規に雇用した事業所の賃借料が対象でございまして、賃借料は最低年額 60 万円としてございます。

賃借料の 50 %、または年額 120 万円を限度としておりまして、賃借料が 60 万円の場合は 30 万円、240 万円以上の場合は 120 万円を限度として助成するもので、交付期間は 3 年間でございます。

雇用奨励助成金は、新規雇用に伴い助成を受けようとする年の前年度と前々年度の平均常用雇用者数を比較して増加した事業所が対象でございまして、条例施行日以降、一度でも新設がなされたか、あるいは、町内の中小企業者が運営をする事業所としてございます。

増加した常用雇用者人数 1 名につき月額 5 万円を助成いたしまして、10 名を限度としてございます。交付期間は 3 年間でございます。

1 名につき年間 60 万円、10 名で 600 万円を限度といたしまして、交付期間は 3 年間でございます。

次に、外国人技能実習生受入助成金でございしますが、外国人技能実習生を新たに受け入れた事業所が対象でございまして、1 名につき年額 15 万円を助成し、5 名までを限度としております。交付期間は 3 年間でございます。

1 名につき年間 15 万円、5 名で 75 万円を限度といたしまして、交付期間は 3 年間でございます。

町有地無償貸付は、事業所を新設、増設、移転後、事業を行うために常用雇用者を 3 人以上新規に雇用した事業所で、そのための用地を必要としている事業所を対象としてございます。

貸付期間は 10 年間としてございます。

このたびの条例改正により、進出を検討する事業者に対しましてはインセンティブを与えることができるとともに、町内事業者の方々の事業の拡大や投資にも応えることができるものでございます。

また、助成に対しては、常用雇用者の新規雇用、あるいは雇用者数の増加による定住促進にも資するというを目的としたものでございます。

次に、木古内町企業振興促進基金条例（案）についてご説明をいたします。

8 ページをご覧ください。

これは、振興条例を遂行するための基金を創設するものでございます。第 1 条は、設置の目的でございしますが、木古内町における企業の新規立地、設備投資等を促進するために必要な経費の財源に充てるため、設置するものでございます。

第 5 条では、基金の処分を謳ってございます。基金は、木古内町における企業の新規立地、設備投資等を促進するために要する経費に充当する場合に、その全部または一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分するものとしてございます。

その他の条項につきましては、現在あります特定目的基金に準じたものとなっております。基金の積立額でございしますが、9 月定例町議会におきまして、2 億円の予算提案をさ

せていただきたいというふうに考えてございます。

この基金を設置することによりまして、対外的にも町の企業誘致に取り組む姿勢をアピールすることができるのと同時に、事業者の投資意欲を引き出すものができることのように考えてございます。

説明は以上でございます。

平野委員長 説明が終わりました。当初、福田課長が言ったように 9 月定例会に出る予定ですので、深い質疑はできない部分もあるのですが、ちょうどお昼になりましたので、昼食のため午後 1 時まで、休憩といたします。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、まちづくり新幹線課の表題は企業誘致についてでございます。午前のうちに資料説明が終わりましたので、各委員からの質疑があればお受けいたします。

又地委員。

又地委員 1 点だけ、定例議会に議案として提出をされるということなので、私は壇上におりますので聞けない部分がありますので、1 点だけお伺いいたします。

6 ページの雇用奨励助成金の部分で、「増加した常用雇用者人数 1 名につき月額 5 万円。ただし、10 名を限度とし、小数点以下は切り捨てる。」というような 3 年間になっていますけれども、この条件はこれだけですか。ということは、常用と書いていますので、通年雇用者という解釈でいいのか。ということは、通年雇用者というのは 3 点セット、社会保険、厚生年金、失業保険。この 3 点セットを必ずかけなさいという部分が見えないのですよね。だから、そういう条件も附議されているのかどうか、その辺を伺います。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 3 ページの第 2 条の (10)、ここの「町内に住所を有する雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者」というふうに規定してございます。

捉え方としましては通年雇用、いわゆる社員と言いますかパートさんだとかということではなくて社員。雇用の確認につきましては、それぞれ月によってまた入れ替わりもございましてしょうから、その月々の常用雇用者の数を確認して、12 か月で加重平均を出した上での比較。そうなりますと、小数点以下の数字も出てまいりますので、それをここでは切り捨てることにはしていますけれども、そういった解釈で運用してまいりたいというふうに考えてございます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 例えば、雇用保険法というのは失業保険なのですよね。「第 4 条第 1 項に規定する被保険者」、この保険というのは国民健康保険でもいいのか社会保険でもいいのかという部分なのですよ。事業主によっては、国民健康保険に加入させている事業所もありますし、社会保険に加入している事業所もあるわけなのですよ。だから、その辺の見解をはっきり謳わないとだめでないのかなと思うのだけれども。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの部分につきましては、いまの（10）の次の文章になるのですけれども、「事業者と期間の定めのない雇用契約を結んだ一週間の所定労働時間が 30 時間以上を超える」、これは社保加入が原則です。国保ではないです。

平野委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 長年にわたり、それぞれの委員から企業誘致については明確な助成補助を図ったらいということ、今回このように明確な条例として助成内容が出てきました。細かい内容については、当然本議会の中でも確認・質問はあるかと思うのですけれども、どうも今回添付もされている 9 ページのこの地に限ってというような流れに見えるのですが、この条例を作った上で様々な企業が相談に来た際に、この用地以外の場所の準備は町としてはどのように進んでいるか現状の進みがあればお知らせいただきたいのですが。

副町長。

大野副町長 今回、この企業振興条例こちらを改正する要因の一つになっておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。この中で雇用の拡大、いわゆる地元に住んでいただく人の定住人口を増やしていくという流れがあるわけですから、そこで企業の投資活動を活発にすることによって、雇用者が増え定住人口が増えていく。もちろんいま委員長がおっしゃるように、9 ページにあるこの地域だけに限定した話ではなくて、新規に参入する企業の用地としてはこういうところを用意してはいますが、地元企業にあっては雇用の拡大を進め、事業所の改修です。こういったものを進めていく場合についても該当にしていきたいということで、提案をさせてもらっています。

平野委員長 それはわかります。例えば、ここは駅前ですし立地からいくと以前から話しているように、宿泊施設だったり商業施設だったりには適しているとは思いますが、その条例の中にも謳っている製造業ですとか試験研究施設等に関しては、別にこの町の中ではなくてもいいと思うのです。以前から課題にもなっている旧中学校跡地だとか、それ以外にも膨大な施設をもしかして考えている企業があった場合に、この場所以外の用地をどういう整備というか考えを町として持っているのかということの質問です。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 いま副町長から説明を受けて思ったのだけれども、先ほど委員長が言ったように、9 ページの位置。新規参入の事業に対する部分なのかなというふうに思っていたのですよね。そうしたら、例えば 3 番目の改築だとか増設だとかということは、例えば町内にある企業として信貴さんがあるのだけれども、信貴さんがこの 9 ページの位置に会社を改築するだとかその場合に対象なのかなというふうに思っていたのだけれども、そうではないということだから。例えば雇用の部分からすれば、こういう条件に合った常設の雇用をした場合に、この企業誘致条例の補助対象になるというそういう捉え方をすべきなのかどうなのか。何かちょっとこんがらがっている。当初、9 ページのここに例えば企業の拡大だとかで移転した場合に対象になるのだというそういうニュアンスで思っていたのですから、そうではないのならないというようなことであれしないという説明をするほうと受けるほうのズレが出てくる場合もありますので、その辺をちょっと。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 これは町外からの町内への企業進出、これは当然対象になりますし、また町内事業者のかたが現在営んでいる事業規模を拡大するとか更新するとかというものにつきましても、この基準を投資額あるいは従業員数等の基準を満たしたものについては、対象にしていくと。現在の条例では、そういった町内事業者のかたは新たな業種に参画する場合にしか対象になりませんので、それを現在の業種においても対象にしていく。また、この企業誘致の用地は今回町で取得して、広くこれまでも町内・町外にPRをしてきていますけれども、これを企業誘致の用地として提供するというので、条例はここに限ったものではございません。町内どこで営んでいる事業であろうと要件さえ合致すれば、全て対象になるというものでございます。

それから、用地なのですけれども、まとまった町有地というのはいまの取得する用地になってこようかと思えます。

また旧中学校の跡地、この後利用についても今後検討をしなければならない案件だというふうに、いまは北電さんのほうで借りていますが、そうなった時に周辺、道路の整備ですとかそういったインフラ面での検討課題も出てこようと思えますので、これは今後進めていく課題というふうに認識をしております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 我々が捉えていた捉え方と違うなというふうに思いました。確かに、この9ページの用地を取得する。そして、この条件整備で2億の財源を投入するというわけですから、当然やはり9ページの購入した場所を有効に利活用するためには、場合によっては例えば町内の増設だとか雇用の拡大だけで、新しい用地購入をした部分が失礼な言い方だけれども使用されない、ただ放置されるという結果も出るのかなというふうに思うのですけれども。それとも、その辺の今日までいろんな企業との折衝も町長はしているようですから、だいたい目途というかその辺見通し的なものはあるのかなというその辺はどうなのですか。ある程度、新規参入の見通しもこれ有りだというふうな状況なのか、これからこの条例整備をした上で各企業にPRをして、木古内にどうぞというふうな運びなのか。前に言っていたホテルを含めた部分で、ほぼこういう条件整備さえすればいつでも来ますよというところまで至っているのかどうなのか、その辺わかる範囲内で。

平野委員長 副町長。

大野副町長 まず、こういった条例を整備することで企業進出しませんかということは、一切行っておりません。いわゆる、この内容が支援の措置ですよなどということを前提にした交渉は行っておりません。どこの事業所に対してもそれは行っておりません。

それと、いま9ページのほうにお示ししている土地については、従来からご説明を申し上げておりますように、木古内の交流人口を増やしていく上で、有効な手段としてはホテルの誘致であろうということで、ホテル誘致を中心にホテル展開をしている事業者さん。これは、自ら木古内にあるだろうかというふうに来ているところもありますし、行政側からこういう土地を町中のいまの賑わいの状況があるので、進出をしませんかというふうに投げかけているところもございます。そのことは数件あるということで、いままでもお話をしてくれておまして、それに対する答えというのは、まだどこの事業所からもいただけていないという状況です。

平野委員長 先ほど2億円を費用のために基金にするということで、おそらく年間3件・4

件くらい来ても対応できるぐらいのということで 2 億にしたと思うのですけれども、それで木古内町としては当然このような条例を作った以上、様々な企業に話をいただいて、じゃあ私の企業も木古内に木古内にとということをももちろん期待しますよね。その中で、竹田委員のようにこの場所が不調に終わる可能性もありますけれども、逆にこの場所には大きな宿泊施設が来て、さらに手を挙げてきたところにどのような折衝をするかということが問題だと大事だと思うのです。ですので、旧中学校跡地だとかそれ以外の場所もせっかくこういう良い条例を作ったわけですから、来たチャンス逃すことなく、先の進みまで取り組んでほしいなということで、現状はどのような進みなのですかと聞いたのです。いまの答えを聞きますと、さほどその準備は進んでいないようですので、私の要望といたしましては、そのようにこの条例をきっかけに大きな木がどんどんどんどん展開できるように、進みを土地を含めてしてほしいなと思いますので、要望としてお聞きください。

新井田委員。

新井田委員 ちょっと 2 点ほど、一つはいまの基金の 2 億円という金額がいま委員長のほうから何か億測も含めたこういう使い道云々という話が出ましたけれども、2 億円と決めた基になる部分というのは一体何なのか。

それともう一つは、先ほど副町長のほうからいまのこの条例は決まっていない部分では他言できない部分は当然あるでしょうけれども、今後 9 月の定例の中で可決を得た中のいわゆるそのあとの俗に言う営業展開とかその辺に関してはどういうふう考えているのか。もちろんこれはある程度 PR していかなければならないことだとは思っているけれども、そのあとの展開をどう考えているのか、その辺をお聞きしたいです。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 基金の 2 億円の根拠ということでございます。これにつきましては、現在の財政状況を踏まえまして、財政当局では財政収支計画を策定しているという中で、この数字も入れた中で将来の見通しを立てた上で、現在、基金として積み立てるにあたっては 2 億円が妥当であろうということでございまして、これらの制度の仮に最大マックスでそれぞれ 1 回ずつ例えばあったとすれば、約 7,700 万円程度の支出が出てまいります。これは、マックスで企業建設資金の助成が毎年毎年出ていくということは、そこはなかなか現実としては、なので、この程度の基金があれば一定程度の年数はつながるであろうというような見込みの中で、創設するというものでございます。

また、今後の営業展開ということでございますけれども、この条例が制定されましたら様々な例えば企業さんが集まって、そこで木古内町の PR をする例えば場面。セミナーとフォーラムとかありますけれども、そういったものでこれを積極的に PR することもできますし、またその他例えば雑誌等でほかの町村を見ますとこういったものを PR して、また土地の所在も PR をしつつ、こういった制度上の PR もするという方法もございまして。こういった方法がホームページに掲載するのも当然ですけれども、そういった形で効率的な PR ということで、これからは積極的にこの制度を周知してまいりたいというふうに考えてございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 わかりました。いずれにしてもやはり、これを大きな武器になるのではないかとイメージを持っています。ですから、これが最大限に活かされるようなきちんとした

努力をしていただきたい。また、その成果が出るような動きをしていただければとそんなふうにも思っていますので、一応希望で。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 1点だけ、新たに外国人研修生の受け入れの部分なのですが、端的にマルサも該当になる捉え方をしているのですね。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 新たな外国人技能実習生を受け入れた事業所なので、新たにこれは外国人技能実習生は3年間というふうに期限が付いているというふうに伺っておりますので、新たな人が就業されて受け入れしたというのは全て対象になってくるという理解でございます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 この条例と中小企業の利子補給の条例がありますよね。例えば、2%町で利子補給をしてあげますと。これとは、関連性が出てくるのか聞いておきます。

平野委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 これは、投資にかかる助成ですので、中小企業融資につきましては、借りに対する信用保証料と利子補給となつてございます。ですので、これはそれぞれ独立した別ものの制度という理解をしていただきたいと思つています。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上でまちづくり新幹線課の人口減少対策についての企業誘致についての調査を終えます。

(3)その他

<まちづくり新幹線課>

- ・木古内町観光交流センター広場整備事業について
- ・ICカード導入事業について

平野委員長 それでは早速、(3)番のその他の中にまちづくり新幹線課の項目が入っておりますので、資料は事前に配付してございます。

それでは早速、木古内町観光交流センター広場整備事業についてとICカード導入事業についての資料が出されておりますので、説明を求めます。

資料の追加がありますので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時21分

再開 午後1時22分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

丹野室長、説明をお願いします。

丹野新幹線振興室長 それでは、私のほうからその他の資料の中で、木古内町観光交流センター広場整備事業について、ご説明をいたします。

こちらは、第3回定例会に補正予算の計上を予定しております事業でございます。

資料の1ページをお開きください。

はじめに、1の整備の目的についてでございますが、木古内町観光交流センターみそぎの郷きこないにつきましては、委員の皆様もご承知のとおり、これまで先日きのう40万人を突破したというふう聞いておりました、大変多くのかたにご利用をいただき、ご好評をいただいているところでございます。

この間、センターの指定管理者であります一般社団法人木古内公益振興社としましても、予想以上の来館者に対応するため、物販コーナーのレジの増設やテイクアウトコーナーのテラスへの拡張など、様々なサービスの向上に努めていただいているところでございますけれども、今後も持続的にリピーターを獲得していくためには、町としましてもさらなる利便性・快適性の向上と広域観光拠点としての魅力の向上が必要と判断いたしまして、屋内の休憩スペースやテラスとの一体性を確保した広場を屋外に整備してまいりたいと考えてございます。

この広場の整備にあたりましては、2の整備方針にございますとおり、屋内休憩スペースやテラスからの眺望や周囲の景観にも配慮した広場とするとともに、花や緑を効果的に配置し、町民の方々や観光客の皆様がゆっくりと滞在できる、うるおいのある広場としてまいりたいというふうにご考えてございます。

また、センターと同様、道南スギなどの地域資源を活用しますとともに、子供からお年寄りまで幅広い世代の方々ができる広場としてまいりたいというふうにご考えてございます。

具体的な整備のイメージにつきましては、資料の2ページに簡単な平面プランを添付してございます。そちらをご参照いただければと思いますが、この太線で囲ったところが今回、用地購入を進めるエリアというふうになってございます。中央にセンターのテラスから東駐車場へのアクセス道路への動線を確保しますとともに、その東側、資料では上側になりますけれども、そちらには主に植栽、それから西側、資料では下側になりますが、そちらには新たな休憩スペースや遊具などを配置してまいりたいというふうにご考えてございます。

なお、この平面プランにつきましては今後、今年度中に実施設計を行いたいというふうにご考えておりますので、その中で詳細の配置計画を検討してまいりたいというふうにご考えてございます。

資料の1ページに戻りまして、こうした整備を図りますことによりまして、3の整備効果にございますとおり、いま大変混雑をしておりますセンター利用者の分散によりまして物販コーナーの混雑解消や、休憩スペースの拡大などのセンターの機能向上にこのことがつながるといふふうにご考えてございまして、町民や観光客の方々の利用が促進されることにより、継続的なセンター利用者の増加とさらなる交流人口の拡大が図られるものというふうにご期待しております。

事業内容といたしましては、平成28年度につきましては今回、用地買収及び実施設計を進めてまいりたいというふうにご考えてございまして、4の平成28年度事業費に記載のとおり、第3回定例会におきまして、公有財産購入費770万円、実施設計業務委託料として300万円、そのほか印紙代2,000円と合計1,070万2,000円の補正予算を本定例会に計上し

てまいりたいというふうに考えております。

なお、本工事につきましては、今年度の実施設計を踏まえまして、平成 29 年度当初予算に計上してまいりたいというふうに考えておりますが、その財源といたしましては、道の地域づくり総合交付金あるいは過疎債等の活用を検討してございます。

今後のスケジュールにつきましては、5 に記載のとおりですが、今年度中に用地買収及び実施設計を終えまして、来年度早々から本工事、観光需要の最盛期である夏場までには工事を完了し、広場としての利用を開始してまいりたいというふうに考えております。

第 3 回定例会に補正予算の計上を予定しております、木古内町観光交流センターみそぎの郷きこないに隣接する広場整備事業の概要につきましても説明は、以上でございます。

平野委員長 以上、説明が終わりました。こちらも丹野室長が冒頭に言った 9 月定例会に計上される補正の内容となっておりますので、その部分を踏まえて質問があるかたがいれば、お受けいたします。

又地委員。

又地委員 きこのうで 40 万人ということで、大変良かったなというのはあれは持っております。ただ、だいぶ以前にいまの土地に用地買収をしようというところに、公園を造ってくれないかとかという話も出てあった。だけれども、これは本年度 9 月に出てくるのが 1,070 万 2,000 円だけれども、本工事に概算をどのくらいかかるのかなと。ただ、何か不安な要素もあるのですよね。はたしてやったほうがいいのかどうかという問題は、これありだ。ことはいい、物見遊山で随分来てもらっている。だけれども、来年はどうなるかというのではないのです。だから、この事業はもう少し 1 年くらい先延ばししてもいいのではないかなという気がしないでもない、私は。たぶん来年は、新幹線開業 1 周年記念とかいろいろなイベントを組むはずで。そして、それを見てからでも遅くないのではないかなという気がしないでもない。用地買収で 1,070 万円、本工事でたぶん 1,000 万円で済まないでしょう。それは、道から 2 分の 1 の過疎債で対応できるとは言うものの、造ったはいいがさっぱりだということになれば、これは宝物にはならないのだよね。だから、その辺も十分検討して今回この部分を出してきているのかどうか。ちょっともう少し聞きたいですね、突然だもの。40 万人、たぶん年内には 50 万人なんてものではないかもわからない。人口 4,000 人足らず、100 倍以上の交流人口がきっと生ずるだろう。だけれども、どうなのかなと。1 年くらい経って様子を見てからでも遅くないのではないかなという私は気がしないでもないのだけれども、その辺をどんなふうに考えて今回このように持ってきたのかちょっと聞いておきます。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 いま現在、実施設計で平面プランで考えておりますグレードというレベルの概算で、おそらく 3,500 万円くらいの事業費はかかるであろうというところで考えております。

ただ、委員のご指摘にもございましたとおり、その整備の内容につきましては、その規模が妥当なのかどうかも含めて、実施設計の中で議論をさせていただければなというふうに考えております。

ただ、利用者につきましては、今年度はおそらく新幹線の開業効果ということで、年間 50 万人を超えるのではないかというぐらいの勢いで来ていますけれども、ほかの道内全国

の道の駅の事例を見ても、開業後の効果というのはそう長くは続かないというふうに考えておきまして、センター長とかとも議論をさせていただいていますが、おそらく3割ぐらいはお客さんは翌年度には減るだろうという想定の下で、我々もこの広場の整備を考えております。というのは、やはりこの開業の効果に頼らず、この効果を長く持続していくためには、常に新しい仕掛けというものが必要になってくると思えますし、それはこのハード事業に限らずソフト的な施策、それから指定管理者である一社の取り組み何かも促していかなければならないだろうというふうに考えておりますので、そういったものをセットにしながらか、このいま大変ご好評をいただいている道の駅の入り込み客をなるべく減らさないようにするというためには、いままさに早急に組み込まなければならない課題だというふうに町としては認識をさせていただきます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 整備をする、いま又地委員から出されたように、目的だとかやりたいという考えは十分理解はしますけれども、やはり若干不安要素もこれ有りではないかなというふうに思います。

ただやはり、いま室長の説明のように、いま整備をしなければという一つの考えもこれ有り。だけれども、やはり町全体を見た場合、駅前・観光交流センターに特化した整備をして、そのことによって他の個店に支障が出ないだろうかというそういう心配もあるのですよね。そういう部分を例えばこの整備にあたって、商工会等のそういう一つの例えばコンセンサスを得て、今日に至ったのかどうなのか。交流センター、公益公社との折衝だけでこういう事業展開になったのかという部分について、説明をしてください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

平野委員長 又地委員。

又地委員 いま商工会との絡みの話を言ったのだけれども、30万人を超えた頃は町場の飲食店の相乗効果が随分出てあった。喜ばれてあった。ところが、ラーメンだとかそばだとか建物をユニットハウスを追加したでしょう。そうしたら、そこでラーメンだとかそばも売り出したと。そうしたら、相乗効果がいまなくなってきたのだ。それで、飲食店組合のほうから随分文句が出ている。最初はこういうものを売らないと言っていたのにといいような、それでどうなんd e'sは42席だ。今度どうなんd e'sが満員の時には、やはり町場に皆さん流れていっていた。それなりに相乗効果が町場にあったのだけれども、あそこにはじめははこだて和牛コロッケと北嶋さんのカレーパン、大変盛況であったと。ところがあそこにユニットハウスを持ってきたら、ラーメンだとかをやり出した。そうしたら、そういうラーメンだとかを食するお客さんが町場に流れなくなったのですよ。これで、商工会の会員がそれなりに飲食店組合のほうで文句を言っているという部分がこれ有りなです。だから、その辺いまの竹田委員の質問と関連して、公社とすればいろんなものを売って利益を上げないとだめですよね。そういう使命感はあるにはある。だけれども、その辺の話というのは、公社のほうから商工会の会員のほうに伝わっていなかったのではないのかなという部分もこれ有りだと思っているのです。だから、その辺は何とか調整してやらないとせつかく造ったのはいいが、商工会の飲食店組合のほうでは文句がたらたらだという部分も、大した良い形にはならないのだよね。だから、その辺も少し考えてやらないとだめだろうとそう思いながらいるのだけれども、ちょっと合わせて答弁をお願い

したい。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 まず、この広場も含めた観光交流センターの位置付けの考え方なのですけれども、我々としてはいままで主立った観光施設のなかった我が町において、観光交流センターを起爆剤にこの町に観光客を誘致して、交流人口を拡大していこうというのがセンター設立の頃の目的だったと思います。

そこにたくさんのお客さんが来ていて、それに対応するためにキッチンキーコも含めて、利用者の声を踏まえての対応だというふうに我々も認識はしてございます。

地元の商業者への配慮につきましても、いま現在販売しているものと町の飲食店が出されている商品というか料理とは、基本的には競合しないものだという理解の元で、一社も我々町も含めて考えてきたところでございます。

ただ、いま委員のご指摘がございましたとおり、そのあたりの悪影響と言いますかそういったものが出ているのであれば、そういったところもきちんと踏まえて配慮をした上で、それはこの広場というよりはセンターの運営について、我々町としてもより関わっていかなければならない部分かなというふうに思っております。

ただ、この広場に関しましては、いま観光拠点の中心となっている施設をより使いやすいものにする利便性・快適性を向上させる、魅力を高めることによって、我々としても地元のほかの観光スポットあるいは飲食店、宿泊施設、そういったところにこの経済効果が波及していくことを目指して、この広場の整備というものを考えておりますので、その思いはたぶん委員の皆様方と一致しているのではないかなというふうに思います。

ですので、この実施設計の中でこの広場がどういった位置付けで整備をするかということも含めて、実施設計の中で議論をさせていただければなと思います。やはり、町の中に緑が少ない、それから周辺のサラキ岬、薬師山等の花の観光スポットとの連動性、そういったところも意識しながらのこのいまの平面プランという形になっておりますし、いま休憩スペースの中で混雑をしている状況、物を買っても座るところがないといったような状況も日によってはございます。そういったところをより快適にこのセンターに滞在していただけるような施設というのは、おそらくほかの観光施設、それから飲食店、宿泊施設にも悪影響を及ぼすものではないというふうに考えてございます。むしろご指摘をいただいた内容というのは、センターの運営そのものというか物販も含めた運営に関わる部分だと思いますので、そこは地元の商業者も含めた調整をしながら、我々としても進めてまいりたいというふうに考えてございます。

平野委員長 又地委員。

又地委員 室長はあまり影響がないだろうと言う、これいまでも影響があるのです。例えば、いろいろ例を挙げると石川屋さんはそれなりに南蛮ラーメンが美味しいだとか、青木さんはハンバーグが美味しいだとか、近間に行くとき急行の焼きそばもありますよ。例えば、安いものが道の駅の中で売られるとやはり食べますよね、400円であってもそばであってもラーメンであっても。そうすると、満腹になると足を向けませんよ。そういう部分では、やはり影響があるのですよ。だから、既存の飲食店の人はそれなりに雇用もしているわけです、ずっと長い間。そして、夏場には随分木古内町には貢献しているのです、雇用も含めた中で。だから、既存の店屋さんがそういう部分で、ある程度影響が出てくる

ということは、町の繁栄とは違う方向に向かってしまう。雇用も景気が悪くなってくると10人使っていたところを2人減らす、3人減らすとなるでしょう。かといって、道の駅でこの施設を造ったからといって雇用ができるわけではない。そういうことを考えるとやはり早い時期に、公社の責任者は商工会の会長ですし、ある意味では商工会員が困っていることなので、その辺の話し合いというか、その辺を早く何とかして理解を得るような段取りをしてほしいです。これはお願いです。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま、又地議長のほうからもたまさか私も昼休みの席でそういう話を聞きました。今回、こういう資料に基づいた審議だという中でちょっと気にはなっていたのですが、いままの議長がおっしゃったような発言は控えたいなどは思っていたのですが、たまたま議長がそういう話を出していただいたと。

私は、実はやはりいま室長が冒頭に申し上げたような、この案に関しては私はさほど大きな異議はないのです。ただ、やはりいまみそぎの郷の運営の中で、そういう事実があるということは、これは事前のやはり話し合いというのは必要だと思うのです。私は個人的には、いま言ったように基本的には自分方の会社でないわけですよ、ある意味では。町民のある意味では税金も入っているわけですよ、言うならば。そういう部分でいけば、やはり不公平感というのはきちんと頭に捉えておいていかないと、要は町があの方だから商工会の会長だから良いのだよと、私の判断でやるのだよと。それじゃあ、そうではないと思うけれども、そういうふうには捉えられますというふうには私は感じているのです。だから、本来これからじゃなくて前もってやはりそういうことをきちんと審議をした中で、周りから「おかしいと思わないか」と、どうもというようなことのように私は感じました。だから、そういう部分に関してはやはりきちんとやるのがいろんな手を尽くさなければならぬというのは、承知しています。そういう部分は十二分に理解はしていますけれども、でもそれはやはりある程度分別を持ってやってもらわないと町民の皆さんがそれに関わるような事業体の皆さんが汗水を垂らしてやっているわけですから、そういう部分がないがしろという言葉は悪いですが、そういう部分は感じました。だから今後、そういう部分がないような仮にみんながやるにあたっては、みんなが賛同を得た中で、そういう方向性を持った中で、運営してもらいたいというような思いです。

平野委員長 ちょっと方向がずれまして、今回の表題は広場の整備事業について、当然関連して経営方針とかも関わるので、このような意見が出ましたけれども、それも今日まで40万人を超えるというたくさんのお客さんが来たが故の前向きな議論ができていくということで、今後、きょうの意見も踏まえた中で、観光交流センターの今後の進みについては、また様々な議論ができる場があると思いますので、広場については9月定例会で提示されますので、議論はこの辺にしたいと思います。

（「委員長」と呼ぶ声あり）

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 1点だけ。公有財産の購入費の中に、あの広場に建物がありますよね、ちょっと景観上。この費用というのは、入っているのかどうかお聞きします。

平野委員長 丹野室長。

丹野新幹線振興室長 解体費用については、入ってございません。地権者のかたは 2 名いらっしゃいまして、地権者のかたとはい個別に何度か交渉をさせていただいておりますが、建物につきましても建物所有者のかたに、自ら解体をしていただくような調整をいま行っているところでございます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 46 分

再開 午後 1 時 53 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、又地委員の発言の中で、「飲食店組合」という文言が出てきたのですが、これは商工会の中に所属しているサービス業部会に訂正・変更いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上でその他の交流センターの広場整備事業について、終わります。

続きまして、I C カード導入事業について資料が配付されておりますので、説明を求めます。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは、私のほうからは I C カード導入事業について、ご説明を申し上げます。

資料の 3 ページをご覧ください。

本事業につきましては、函館バス株式会社が整備する交通系 I C カードシステムの導入を渡島・檜山の市町が支援するものでございます。

整備する台数は、243 台というふうになってございます。

次に、本日お配りいたしました資料をご覧ください。

事業の目的でございますが、公共交通機関の I C カードシステムは現在、J R 各社をはじめ私鉄やバス事業者への導入が進んでおりまして、平成 25 年 3 月からは I C カード事業者 10 社による全国相互利用がはじまり、利用者の利便性が格段に向上している状況になってございます。

このような状況の中、現在、函館バスでは平成 4 年に導入した磁気カードシステムを使用しているものの、この磁気カードのメーカーですけれども、縮小生産しているという状況で、会社の数も全国的に 7 社から 3 社に減少している状況と。このため老朽化による故障が多く発生し、また修理などにも支障を来しているという状況で、I C カード化は全国的な流れになっているという状況でございます。

こうした現状を踏まえまして、北海道新幹線が開業し、二次交通機関として重要な位置付けをもつ路線バスに、近年急速に普及が進んできている I C カードを導入することにより、利用者の利便性向上を図るものでございます。

導入によりまして、整理券や現金による料金支払いの煩わしさが解消され、スムーズな

乗降と運行の定時制が図られるなど、地域住民はもとより、北海道新幹線開業により増加しております観光客の利便性が一層向上し、利用客の増加が期待できるというものでございます。

こうしたことから、道南圏全域をカバーする唯一の生活交通機関である路線バスを使った取り組み、これにつきましては地域住民の利便性はもとより、広域観光の振興にも資すると判断されることから、ICカードシステムの導入時に、多額となる初期費用について、関係市町が連携して財政支援をすることとしたものでございます。

市町における合意についてでございますが、6月27日に開催されました渡島町村会臨時総会において、満場一致で合意が得られてございます。

次に、3ページの資料でございますが、ICカード導入費用の財源内訳でございますが、総事業費は4億5,987万9,130円ということで、国補助金、自治体補助金、事業者負担が各3分の1でございます。

4ページをご覧ください。

各市町の負担は、路線バスの利用者数で按分することとしてございます。当町の負担は、0.8%でございます。

今年度はシステムの導入にかかる費用でございまして、負担額は122万4,142円、平成29年度は定期券のシステム導入にかかる費用ということで、負担額は8万3,636円でございます。合計で木古内町の負担は130万7,778円ということになってございます。

最後になりますが、この木古内町負担の財源でございます。負担額については、南北海道定住自立圏共生ビジョンに登載することとしてございまして、全額が特別交付税の対象経費となることになってございます。以上でございます。

平野委員長 説明が終わりました。質問はありませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 以上をもちまして、まちづくり新幹線課その他の事項を終えたいと思います。

まちづくり新幹線課の皆様、ご苦労様でございました。

10分間、休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

<産業経済課>

・木古内町観光協会事務所等移転について

・地域資源を活用した観光地魅力創造事業について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

その他引き続きまして、産業経済課の2点の案件が出ておりまして、資料も配付されておりますので、早速説明を求めます。1番・2番を分けて進めたいと思います。

それでは、まず木古内町観光協会事務所等移転について、説明をお願いします。

福井(弘)主査。

福井(弘)主査 産業経済課水産商工グループの福井です。

それでは、一つ目の木古内町観光協会事務所等移転について、ご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

1. 概要につきましては、新幹線木古内駅や道南いさりび鉄道の乗客が利用する道南いさりび鉄道待合室を新たな観光交流拠点とするため、町内観光の情報発信や観光案内、鉄道関連グッズの展示などを行い、人が集う拠点施設とするため木古内町観光協会事務所を移転するものでございます。

2 番目の場所につきましては、道南いさりび鉄道木古内駅待合室となっております。

3 番目、工事費につきましては、350 万円となっております。なお、北海道の補助事業であります空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業の活用を想定しておりまして、補助率 2 分の 1、補助限度額の 100 万円を見込んでございます。

4. 工期につきましては、10 月上旬から 12 月 15 日までとなっております。

5. 工事内容につきましては、事務室のサイズは 2,800 × 2,900 としまして、旧キヨスクよりも大きくなってございます。また、新たに通路側に観光案内用カウンターを設置するとともに、待合室には鉄道関連グッズなどを展示する展示ケースも設置いたします。

6 番目、図面につきましては、2 ページをお開きください。

こちら黒の太線で記載しているところが、今回新たに工事を行うところでございます。

以上で、木古内町観光協会事務所等移転について、説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質問がある方お受けします。

又地委員。

又地委員 広さもスペースも 2 m 90 の 2 m 80 ということですけれども本来、従来ずっと行ってきた観光協会のいろんな事業があるわけですよ。体験観光の窓口だとかいろいろやってきてもらっています。私はある意味では随分、民間サイドで観光協会サイドでいろいろやってもらっているなというそういう強い思いを持っているのですけれども、このくらいのスペースで従来やってきた事業をいろいろやってもらっているわけなのですけれども、ちょっと狭くないのかなというような気がしないでもないです。机がここに何本入るのかな。たぶん体験観光だとかいろいろ打合せ等々をする場合、机二つや三つはぜひとも必要だろうとそんなふうにも思っているのですけれども、その辺どうなのかと。

それと、ここに移るということに関しては、観光協会との話し合いの元で OK をもらったと思うのですよね。その辺の流れ等をお知らせください。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 事務室のサイズにつきましては、机の配置を一つないし二つ、通常の業務用机とミーティングテーブルの配置を想定しております。

いろいろな事業の展開につきましては、事務的な作業というのは 1 人ないし 2 人でやっているということで、そこに向けての様々な事前協議というのが必要になると。全体的なものもありますし、役員間であるということで、ちょっと打合せについてはこの中で対応可能というふうに想定しています。

全体的なものについては、従来どおり役場あるいはほかの施設を利用して、打合せ会議などを行っていきたいというふうに思っています。

協会との打合せにつきましては、先にお知らせした常任委員会で報告しました前後に、観光協会の役員と現地に赴いております。その中で当初は、キーコショップ相当の事務室

の改修を想定していたのですが、やはりちょっとした打合せも行いたいということで、この広さになっています。その中で、細部も含めて検討して、現在の形になっております。

今後、発注時期になりましたら、さらに観光協会ほか関係者と協議をして、細部を詰めていきたいと思っています。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 課長、工期なのだけれども12月15日まで、パーティションで仕切るだけだったら10月いっぱいやったらできるのではないかと思うのですけれども、雪が降ってからの移転ではなく、10月なるべく早く工期を済まして、早く移転をしてこういう新たな事務室での観光連携・広域観光を含めた連携をやはり図るべきだろうというふうに思いますので、この工期について若干やはり内部を含めて、精力的に短縮するようになんとか努力してもらいたい。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 予算計上後、入札または見積もり合わせという形になりますので、若干その期間というのは必要だと思うのですけれども、それ以降いま竹田委員がおっしゃるように、極力早めにやっていきたいと思います。

それと、先ほど福井が少し説明をしたとおり、北海道の補助事業の活用も想定しておりますので、そこの関連の中で少し幅広にきょう工期について説明をさせていただいたわけですが、いまの意見も踏まえてできる限り早めに対応していきます。以上です。

平野委員長 ほか。

私から1点なのですけれども、いままで観光協会の事務局と言いますと商工会であったり、いまは最勝寺さんにおいて観光客さんと対面するという機会はほぼなく、事務作業あるいは現場作業がほとんどだと思うのですけれども、今度木古内駅にこの場所に設置となれば、観光客が通る場所でもありますし、案内カウンターを新設するというので、観光客の案内所としての機能として対応しなければならないと思うのです。そういう中、いままでの事務局長の仕事の状況を見ると、体験観光だったりそれ以外だったり現場に出る機会もすごい時間が多いと思うのです。あるいは、それに関わる銀行ですとか支払だとかで。ただ、この場所にいる以上は、ある程度常駐制を持たなければいつ行ってもカラのようだと困るので、その辺の現事務局長の仕事内容、あるいはここに常駐できる時間を長くするための対応等々は、この観光協会さんと協議等はされているのでしょうか。また、常駐制についてどのような考えでいるのか。

木村課長。

木村産業経済課長 以前、委員会で若干説明をしたのですけれども、鉄道資料の掲示について、鉄道OBを活用してOBにお出でいただいて、説明ボランティアなども検討をしています。そうした場合に、複数名が対応になるということで、ちょっと用事・外出というのは可能になるというふうに思っています。主に、週末とかということになるのでしょうかけれども、やはり観光客が多くいらっしゃる問い合わせが多くあるというのは、週末だというふうに想定していますので、そのような検討が進めばさらに対応がしやすくなるというふうに考えています。

また、現在もなのですけれども、観光協会専用の携帯電話を持っていますので

で、それでかなり対応しているというようなこともございます。無人になることも想定した中で、このパーティションということを考えておきまして、これについては当然周りに人がいるということもありますし、ご承知のとおりいさりび鉄道の木古内駅は無人ではなくて、保守をしている職員が常駐しているというふうに伺っています。そういうことも含めてなのですけれども、このパーティションをした中でちょっとした外出の際には、ロックして外出していただくということで想定していますし、観光協会ともいままで話し合いをしていますので、実際の共用開始にあたっては、さらにいろいろなそういう課題なりを詰めていきたいと思えます。以上です。

平野委員長 わかりました。要望なのですけれども、今度常駐性をできるだけ高めてほしいというのがいまの質問の趣旨なのですけれども、それに合わせていま観光交流センターも大盛況にあるのもカウンターの観光コンシェルジュさんが勉強をされて、観光客に丁寧な説明をしているというのもリピーターがある要因の一つだと思うのです。まさに、この場所はいさりび鉄道を降りて木古内町の玄関口になる観光案内所的な役割をはたすわけですから、ここで観光客のかたに対する接客と言いますか説明はすごい重要だと思うのです。ですので、できるだけ観光客のかたについて、はじめに不快な思いと言ったらちょっと言い過ぎですけれども、不便な思いをさせることがないように、今後観光協会の事務局長さんには、そのことも合わせて努力していただきたいということを要望として付け添えさせていただきます。

ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 いま平野委員長が言ったことと重複する部分があるのですけれども、まさに観光協会の事務所と道の駅の観光コンシェルジュ、お客様にスムーズに案内をしていただく。やはり行政のほうからクッションとなって、道の駅と観光協会のなかなかスムーズに物事がいかない場面もたぶんいろいろ出てくると思うのです。一応そういう場合も想定して、行政のほうが柔軟に対応していただいて、お客様が不便な思いをしないように観光協会とみそぎの郷きこないのコンシェルジュを上手く連携・連動できるような仕組みを作っていたらと思います。以上です。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で木古内町観光協会事務所等移転については、終えたいと思えます。

続きまして、地域資源を活用した観光地魅力創造事業について、こちらも資料が出されておりますので、説明を求めます。

福井(弘)主査。

福井(弘)主査 それでは、2番目の地域資源を活用した観光地魅力創造事業につきまして、ご説明いたします。

3ページをお開きください。

地域資源を活用した観光地魅力創造事業につきましては、観光庁が地域の観光資源を磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化などの観光資源を活かした地域づくり施策と体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実な

どの観光振興を図ることを目的に実施しております。平成28年度におきましては、全国で34件が選定されておりました。今回、当町も選定されたところでございます。

木古内町は、「180年の時を紡ぐ、今を生きる観光まちづくり」をテーマに、寒中みそぎ祭りや北海道新幹線などの鉄道施設、はこだて和牛などの食を地域資源として取り組みを行ってまいります。事業主体は、町内の観光事業者や商工事業者、地域の交通事業者で構成します木古内町観光推進連絡協議会となっておりまして、8月9日に早速ではあります。第1回目の協議会を開催したところでございます。

総事業費につきましては、2,490万円となっております。補助率は2分1以内、補助額1,000万円となっております。当町分の負担につきましては、1,490万円となりまして、既存事業をパッケージとして申請しているため、既存内の予算で対応することとなっております。

詳細の事業内容につきましては、4ページ目をお開きください。

事業番号1番、北海道新幹線木古内駅周辺利用客動向調査事業につきましては、木古内駅や道の駅みそぎの郷木古内の利用客に対し、動態分析や満足度調査、新幹線開業等がもたらす経済波及効果などを調査するものでございます。

事業番号2番目、木古内町魅力発信事業につきましては、インバウンド観光客の誘客に向けた取り組みとなっております。英語、中国語などの多言語化した観光やまち歩きパンフレットの作成、カテゴリーごとに木古内町の魅力をまとめましたPR動画、HPや旅行雑誌への観光情報発信事業となっております。

事業番号3番目、外国人観光客対応力育成事業につきましては、今後増加が予想される外国人観光客への対応力を強化するため、専門家を講師に招いたセミナーの開催や飲食事業者や観光業者などが外国語対応を可能とする指差し確認パンフレットなどを作成いたします。

こちら事業1番目から3番目につきましては、国が直接プロポーザルで公募実施することとなっております。今月中に契約予定と伺っております。

事業番号4番目、はこだて和牛ブランド化推進事業、事業番号5番目、観光おみやげ品開発支援事業、事業番号6番目の木古内駅周辺無線LAN整備事業につきましては、町の既存事業となっております。

5ページ目をお開きください。

木古内町観光推進連絡協議会規約につきましては、木古内町の観光の魅力を増進させ、内外からの観光客の来訪及び滞在を促進することを目的に設置し、構成団体につきましては6ページのほうに記載をしております。

以上で、地域資源を活用した観光地魅力創造事業につきましての説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

又地委員。

又地委員 全体的には上手くいけばいいなとこんな感じにいるのですけれども、一つだけ。

随分、みそぎの町木古内ということで、伝統神事の寒中みそぎ祭りをこれを随分表面に出そうというような部分も見えるわけなのですけれども、文化庁に無形文化財の申請をとるかしてみてもいいのではないのかなと思うのですけれども、この辺はどうなのでしょう。無形文化財の指定を考えたことはあるかと思うのですが、なければいままであ

りませんということでもいいのですけれども。何とか無形文化財の指定にしてもらいたいなという気持ちがあるのですよね。町民の一部からもそういう声が上がっています。この辺、あたってみるのも大事ではないのかなと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

平野委員長 副町長。

大野副町長 ただいま無形文化財ということの文化庁の指定のお話がありました。まず、指定を受けていく上で、木古内町の文化財の指定、そして北海道の指定。その上で文化庁ということになってまいりますので、所管をしている生涯学習課、こちらのほうで文化財審議委員会を設けておりますので、議論の展開についてそういった議会の中での議論がありましたよということでお知らせをしていきますので、いまのところ私が押さえているのはそこまでです。

寒中みそぎ祭りについては、木古内町の文化財という指定はしていたと思います。続いては、その上の段階の北海道への呼びかけになってきますので、文化財審議委員会のほうでの議論を展開をお願いしてまいりたいというふうになります。以上です。

平野委員長 木村課長。

木村産業経済課長 文化財指定に向けて、以前に検討した経緯があります。課題は、この事業を行う団体が特定されていないということです。町の文化財指定の際は、みそぎ祭り保存会というものがあまして、その団体の申請の元でやったということがあります。いまはありませんので、存在していないので、なかなかそこが課題としてクリアできなかったということがありますので、いま副町長が答弁をしたとおり、そこも合わせて今後さらに検討していきます。以上です。

平野委員長 又地委員。

又地委員 この話は過日、渡島檜山議長会の総会があった時に、江差の打越議長から出たのですよ。広域観光では連携でやっている。渡島西部4町と檜山南部5町でやっている。各構成町に、例えば江差であれば姥神祭りがあると。これ連携する中で、文化財に指定してもらおうような動きは取れないものかという話が出たのです。そうすると、各例えば西部4町のうち、あるいは知内でも何かあるだろうと。それから、福島・松前とそれなりに何かかにかあるわけですよね。そういう中で、連携して無形文化財の指定を受ければ、ことさら広域観光のPRになるのではないかという話が出たものですから、いまみそぎ保存会というものがなくなったというのであれば、何とかしてまた掘り起こさないとだめでないのかなというそんな気もしていますので、検討していただきたいと思います。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 この資料をもらった時、新たな事業だというふうに思っていたものですから、ちょっとメモをしていろいろ書いてきたのだけれども、4番・5番・6番のこの事業は、既存事業をこの事業に特化するというそういう考えでいいのですね。はこだて和牛をまた200万円を上積みするというのは、ちょっと問題だなと思っていろいろ調べてきたのだけれども。そうしたら既存事業に振り替えるのは4・5・6だけで、あとはないのですか。このパンフレットは、全く別ですか。

平野委員長 合わせますけれども、この1,000万円が国から出されるということで、1・2・3番を何か先ほど報告待ちみたいな話だったのですけれども、これは全て国のほうで内

訳も含んで提出されて、それに沿って進めるということなのですか。

福井（弘）主査。

福井（弘）主査 こちらの事業につきましては、国のほうでプロポーザル形式ということで、企画提案書のほうをいま作成してございます。その際に、私達事務局のほうに詳細のヒアリング等をいま行われてございまして、こちらの木古内町の思いをその企画提案書に全て入れた状態で、北海道運輸局さんのほうでプロポーザルで選定委員会も開催をして事業実施をしていただくと。その経過をこちらの立ち上げました木古内町観光推進連絡協議会のほうに諮りながら、事業を推進していくものとなっております。

平野委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 それでは、以上で産業経済課のその他の案件2件を終了いたします。

産業経済課の皆さん、お疲れ様でした。

続いて、病院事業に入る前に、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 40 分

<病院事業>

・木古内・福島間患者送迎バスの運行調査について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課に続いては病院事業で、こちらもその他の項目となっております。

木古内福島間患者送迎バスの運行調査について、こちらも資料が出ておりますので、早速説明を求めます。

平野事務局長。

平野病院事業事務局長 本日ご説明をさせていただくのは、この9月定例会におきまして上程をさせていただきます、補正予算の詳細説明でございます。

案件につきましては、木古内・福島間患者送迎バスの運行調査の実施であります。この間、福島までの患者送迎バスにつきましては、何度か議会のほうに資料を提出させていただきまして、議論をしてきたところでございますが、費用対効果並びに病院収支に与える影響というのが、十分な資料が整っていないというようなことで、今日まで継続して病院側で検討をしてきたところでございます。

今回、福島町に二つの診療所のある中の一つであります深浦医院が10月31日をもって、閉院をするというような情報が当院にありましたので、これを機会に福島町までの患者送迎バスを試験的に運行をし、需要が見込める並びに費用対効果があるというようなことであれば、継続運行をしたいということの調査費用でございます。

7月29日の日に、福島町のほうにはクリニックがなくなるということで、病院長と私で木古内町の国保病院で協力できることはないかというようなことで伺っております。その中で、福島町の町長からは現在、9月以降に深浦医院の後釜になる千葉県のと透析クリニックを専門に実施している病院へ依頼をしている最中であるというようなことを教えていただ

いております。このことにつきまして、きのう段階で福島町に進捗状況を確認しましたところ、相手側の法人の理事者とはまだ面会ができていない状況であって、どういうふうに進んでいくのかまだわからないと。この9月に入り、副町長が千葉県まで出向いて再度要請をするということで、現状では進捗は全く見えられていないというような状況でございます。

福島町側としても病院の医院の福島町での開院というのは、かなり厳しいというような認識もありまして、今後はやはり病院経営については松前町と木古内町と協調しながらやっていきたいというような意見もいただいております。

また、その足でもう一方の医院であります小笠原クリニックの病院長ともお会いしております。小笠原先生は、渡島医師会の会長でもありまして、今回の件につきまして当院としても協力をできることがあればというような内容でお話を伺ったのですけれども、今後は福島町の患者さんについては、松前町立病院も医師が少ない状況でありますので、救急患者についてはたぶん木古内町さんにお世話になるというようなお話をいただいて、できればこの足で福島消防署に出向いた中で、調整をしてもらいたいというような貴重なご意見をいただいております。

また、小笠原先生におかれましては、もう渡島西部4町については、それぞれのクリニックや病院が患者さんを取り合うのではなく、この地域に合った医療のあり方を考えていくべきではないかというようなご提言もいただいているところであります。

ご承知のとおり、いま申し上げた松前町立病院も10月の診療体制は大幅に見直しをするということになっておりますので、これを機会に木古内町国保病院におきまして、福島町までの患者送迎バスを運行し、患者さんの需要があるというようなことで、費用対効果も望めるのであれば継続的な運行を諮りたいということで、上程をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、担当の西山よりご説明を申し上げます。

平野委員長 資料説明を求めます。

西山（敬）主査。

西山（敬）主査 皆さん、こんにちは。木古内町病院事業経理担当をしております、西山です。詳細につきましては、私のほうからご説明いたします。

資料の1ページ目をお開きください。

まず、目的につきましては、いま平野事務局長のほうからお話があったとおりです。なお、調査期間ですけれども、平成28年の10月1日から12月30日の3か月ということで、土日・祝日を含まない平日で実施をしたいと思っております。なお、この3か月の期間ですけれども、下に書いているとおり、合計で61日間ございますので、まず日にち61日間で調査の中身について、整理したいと思っております。

調査の項目ですけれども、①番にバスの利用状況についてということで、どれだけ福島方面を走って利用が見込めるのかという部分をまず調査を行います。それに伴って費用対効果ということで、バス利用者の医業収入、またバスの経費を比較してどれだけ収益が見込めるかというまずこの大きな2点を調査をしてみたいと思っております。

続きまして、運行区間及びダイヤということで、こちらにつきましては4ページ目にも

バスの停留所につきまして詳細のほうを添付させていただきました。基本的には今回、函館バスの停留所を活用しております。なお、今後の利用状況によっては、停留所の追加であったり削除という部分も整備しながら、進めていきたいと考えております。

なお今回、運行区間、福島から木古内の国保病院までということで、一応往路ということで福島町の漁港前から木古内町国保病院ということで、掲載させていただきました。

というのも、バスのUターンができるところがまず漁港前。実際、調査をしに行きまして、ここが一番妥当かなということで、整備をさせていただいております。帰りにつきましては、木古内町国保病院を 11 時 30 分に出発ということで、帰りは患者さんの状況に合わせて降ろすような形を取りたいと考えております。

続きまして、車種等選定事前調査ということで、これにつきましては 2 ページ目をご参照いただきたいと思います。

今回、バスの送迎をするにあたって、事務局のほうでいろいろ検討をしてみました。

まず一つはレンタカー、これにつきましては 15 人乗りのワゴン車と 29 人乗りの中型バスということで調べております。続きまして、函館バスの委託という部分で、大型バスを 1 台借りてどうなるかという部分を計上しております。それと個人所有、町内でバスを所有しているかたがおりますので、そのかたから借り上げた場合ということで、こちらの表に整理をしております。

料金のほうなのですが、レンタカーにつきましては 15 人乗りでマンスリー料金ということで、1 か月丸々借りた金額となります。基本的にはマンスリー料金ということで、土日・祝日も含まれた契約という形での料金となりますので、実際使わない日でもお金を支払わなければならないという形となります。29 人乗りにつきましても、同じくマンスリー料金ということで、29 人乗りだと月 48 万 2,220 円という金額となります。また、函館バスの委託ですけれども、1 日 7 万 5,000 円ということで、見積をいただいております。個人所有ですけれども、こちらと病院のほうでいろいろ協議をしまして、1 日 1 万円でお借りするという形で、お話のほうを進めております。

続きまして燃料費ですけれども、レンタカーにつきましては、15 人乗りのワゴン車は 1 日 2,500 円、中型バスにつきましては 1 日 5,000 円、函館バスにつきましては委託料に含まれていると。個人所有のバスにつきましては、約 1 日 5,000 円くらいのガソリン代がかかるということで、計上しております。

なお、1 日 5,000 円ということで、基本的には 1 往復です。ただ、迎えに行って福島から乗せてくる、また降ろして帰ってくるということで、実質的には 2 往復という形になりますので、その辺をご承知おきいただければと思います。その部分も含んだ燃料費となっております。

続きまして運転手ですけれども、レンタカー及び個人所有のバスにつきましては、臨時職員を採用した上で送迎のほうを行いたいということで、期間内の金額について整備しております。バスにつきましては、委託料の中に含まれております。

保険につきましては、レンタカー・函館バスにつきましては、リース料・委託料に含まれておりますけれども、個人所有の場合は実際バスに保険はかかっているのですが、実際こちらのほうの使用が多くなるということがありますので、その辺の所有者・使用者の整理をした上で、保険のほうを国保病院という形で加入しなければいけませんので、そ

の部分期間中の金額を整理して、最終的に一番右のほうに合計を計上しておりますが、個人所有が 144 万 90 円ということで、一番この中では単価が個人所有の部分で今回補正のほうを計上させていただいております。

続きまして、道路運送法における課題ということで、これにつきましてもいろいろとこちらのほうで調べてまいりました。

最終的に、函館陸運局のほうに送迎バスの運行について、いろいろ確認をしております。

最終的には、一連の手続きを踏んだ上で使用者を国保病院という形にすることで、ここに計上されている課題解決の糸口が見えております。なお、所有者にもその旨の承諾をいただいているところです。所有者は、いま現在所持しているかた、使用者については病院という形で、この期間内進めていきたいということで整理しております。

3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回、福島方面のほうに送迎バスを走らせるわけですけれども、過去 5 年間、平成 23 年から 27 年度までの患者の状況を木古内・知内・福島町の町別に分けて整理をしております。

①が入院患者数、②が外来の患者数、③が救急の患者数ということで、入院におかれましては、福島町でこの 5 年間で 1,878 人の増加ということで整備しております。②番目の外来患者数の推移につきましても、福島町においては 1,220 人の増加となっております。③番目の救急患者数の推移につきましても、福島町で過去 5 年間、55 名の患者の増ということで、今回送迎バスを走らせるわけですけれども、こういった福島町の木古内町の国保病院にかかられている患者もまず増えているということをご承知おきいただければというふうに考えております。

5 ページ目以降につきましては、いま言われた入院・外来等の平成 18 年・22 年・25 年・27 年、飛びますけれどもそういった形で整理した部分でグラフを添付させていただきましたので、こちらにつきましては後ほどご参照いただきたいと思います。以上です。

平野委員長 以上、説明が終わりましたので、質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 事務長、外来のいまの現在の 1 日単価はいくらくらいですか。

平野委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 7,500 円前後になっております。

平野委員長 ほかにございませんか。

新井田委員。

新井田委員 2 ページの表の下に見積もりが入っているのですけれども、この度の補正で個人所有者を選定しての計上ということになっていきますよね。これは、当然相手があるのでしょうかけれども、話し合いの中では「いいよ」という了解の元ですよ、当然。別にこの辺で先を見た中で、その状況の中で支障とかは別にはないのですよね。保険だとか当然いろいろあるわけですけれども、その辺は問題ないという解釈でよろしいのですか。

平野委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 補足説明をさせていただきます。

個人所有のバスにつきましては、9 月いっぱい所有者のほうで運行をするという予定があるのですが、10 月から来年の 5 月までは運行する予定がないということで、当病院事

業のほうにリース契約を結びまして、貸していただくというようなことになっております。

あと、法律的なものにつきましては、基本的には有償はだめですよ。お金を取ってバスに乗せるのはだめですよということは、元々無料送迎バスなので、法律道路運送法には抵触しません。また、運転手付きで借りるというのもこれも白バス行為になりますので、これは当方で運転手を雇用してやるということで、問題ございません。

あと、先ほど一番ネックだったのが個人所有車を借りるという点につきましては、ここは函館の陸運支局の担当者と話をした時に、だいぶ規制緩和がされておまして、きっちりリース契約を結んだ上で、そして所有車を実際に運行する者に変更をする。そして、保険をその所有者が負担をするということであれば、法律には抵触したいというようなことで確認は取れております。

平野委員長 ほか。

鈴木委員。

鈴木委員 鈴木です。

非常に福島から患者さんが増えているということで木古内、病院にとっては非常に良いことなのかなと思っております。もちろんまだスタートをしていないわけですが、おそらくバスの本数も今後運行をする中で、様々な課題が出てくるものと思われま。

それで、先ほど運送上の課題という中で、よくご存じかと思うのですが、過疎地域で78条2号の部分で、ICT。いわゆる、使って白タクでもいけるよというそういうのをいまやっている自治体もありますので、バスはバスとして1台をもちろん最初スタートされると思うのですが、その中できめ細かいサービスをもしお客様が増えて、運行がバスだけでは厳しいとかそういう状態の次の一手として、そういうICTの白タクOKですよというそういった部分も上手く活用をしてもらえればなど。まだ、今後のことも考えての一応提案でございます。以上です。

平野委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 今回、調査したことによりまして、一番効率の良い方法で運行を考えていきたいと思っております。今回は、福島町から木古内町まで知内町も通ってきますので、知内町の患者さんも利用していただければと思っておりますので、少し大きめのバスで運行をしますが、この結果が29人乗りでも十分だ、15人でも十分だということであれば、費用対効果も考えながら適切な継続運用を検討していきたいというふうに考えております。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 この委託料というか費用だけで、車にかかる費用は別途また予算計上をするのだから。たぶん車の年数も結構経っていますし、整備の費用、あるいは12月にかかるからタイヤ交換。大型バスだから結構やはりお金もかかるわけだから、そういう予算計上も。運行費用としての計上したほうがいいのかというふうに思いましたので、既存の予算でやるのならやる、それで結構です。

平野委員長 平野事務局長。

平野病院事業事務局長 今回は、全く運行しないバスを借りるということで、全て込みで1万円で貸していただくということで、協議をしております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 06 分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上で病院事業の患者送迎バスの運行調査について、終えたいと思います。

病院事業関係者の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 10 分

<町民課>

・福祉灯油等支給事業の見直しについて

・木古内町動物の愛護及び管理に関する条例について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、町民課のその他の調査事項といたしまして、福祉灯油等支給事業の見直しについてと木古内町動物の愛護及び管理に関する条例について、進めたいと思います。

まず、1 点目の福祉灯油等支給事業の見直しについて、資料が出されておりますので、説明を求めます。

吉田課長。

吉田町民課長 本日は、福祉灯油等支給事業の見直しについて、説明の時間を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

また、資料につきまして、当日配付となりましたことをお詫び申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

福祉灯油につきましては、昨年 12 月定例会におきまして、28 年度中に見直しの協議を行い、条例改正に向けた検討を進めることとしておりました。

この度、その検討結果がまとまりまして、9 月定例会において条例改正と予算補正をお願いしたいと考えておりますので、その内容についてご説明をさせていただきます。

まず、この資料の 1 ページの見直しの説明に入る前に、3 ページに資料 1 として、平成 27 年度における渡島管内の福祉灯油の状況について記載しておりますので、ご覧ください。

3 ページの上段に、(1) として対象燃料と支給量について、記載しております。

灯油は全自治体で対象燃料となっておりますが、それ以外の燃料につきましては、各自治体によって対象が異なっております。

また、支給量につきましては、灯油分のリッター数で支給している自治体が、3 町となっておりますが、このうち福島町では 11 月 1 日を基準日として、税抜き単価が 80 円以上

となった場合に支給することと要綱で規定しておりまして、27年度は支給を行っておりません。

このほかの自治体は、支給額をそれぞれ5,000円から1万2,000円の範囲で定め、現金、商品券、引換券などで支給しております。

当町におきましては、灯油以外の燃料も全て対象としておりまして、灯油は90ℓ分の引換券、灯油以外は90ℓ分に相当する額を現金で支給しております。

次に、下段に(2)で、対象世帯と要件について記載しております。

いずれの自治体も非課税世帯を対象としておりますが、高齢者の年齢要件や収入要件などが自治体によって違っております。

当町におきましては、65歳以上の高齢者、ひとり親、障がい者の世帯を対象としておりますが、このうち障がい者世帯は重度心身障害者医療費受給者証、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかが交付されている世帯及び特別児童扶養手当受給世帯が対象となっております。

また、支給要件としましては、前年収入額が85万円以下の世帯となっております。

以上が、平成27年度における渡島管内の福祉灯油の状況となっております。

それでは、1ページのほうにお戻りください。

1の福祉灯油支給要件等の変更について、ご説明します。

この資料は本日配付したものですので、文面を読み上げさせていただきたいと思っております。

①の支給方法及び支給量の見直し。

昨年度まで灯油を使用する場合は、90ℓ分の福祉灯油券として配付しておりますが、対象者は高齢者が多く、近年は灯油券の紛失などで問合せが増えてきていますので、灯油券の配付を廃止し、現行の灯油以外の燃料費の支給と同様に現金支給とします。

また、支給内容についても、灯油価格の変動の影響を受けないよう、定額の支給に変更することとし、支給額は昨年度の渡島管内の支給状況を参考に、1万2,000円といたしました。

なお、この支給を受けた燃料費は、町内での燃料購入に使用しなければならないことを条例で定めます。

次に、②の世帯の合計収入額の設定見直しについてです。

昨年度まで世帯の合計収入額が85万円以下の世帯を支給対象としておりましたが、単身世帯と単身世帯以外の収入上限を分けて設定することといたしました。

具体的には、単身世帯は収入額を95万円以下とし、2人以上の世帯については、合計収入額を140万円以下の世帯とします。

この収入額の設定根拠は、生活保護の支給額をベースに、生活保護世帯では負担する必要のない介護保険料や国民健康保険税、または後期高齢者医療保険料分の納付額を加算した額としております。

4ページのほうをご覧ください。

資料2としまして、福祉灯油等支給世帯収入上限額の設定根拠について記載しております。

見出しのすぐ下に米印で、「木古内町における持ち家の場合の生活保護年間支給額④に生活保護世帯では負担しない⑤と⑥の保険料等を加算した額⑦を目安に設定」と記載してお

ります。具体的にはその下の表をご覧ください。

左から三つ目の枠の生活保護の基準額の月額①の12か月分が②の年額で、この額に③の冬季加算額を合わせた年間支給額の合計が④の額となります。

さらに、④の額に生活保護世帯では負担する必要のない⑤や⑥の保険料等の額を加算した額の合計の⑦を65歳と75歳の例で比較し、より多い額となる65歳の額を目安に一番右の欄にあるとおり、収入上限額を1人世帯は95万円、2人以上の世帯は140万円と設定いたしました。資料2の説明は、以上となります。

再度、1ページのほうにお戻りください。

下段のほうです。これらの考え方を基に、想定した対象世帯数及び事業費を下段に表1として記載しております。

この表1の左側が現行の制度、右側が今回の改正案となります。

①の収入上限額と②の設定根拠につきましては、先ほどご説明しましたので省略させていただきます。

③の収入ベースで見た申請対象世帯数、これは住民票上の世帯数になりますが、現行制度での189世帯対しまして、改正案では230世帯としております

しかしながら、遺族年金や障害年金などの課税対象にならない収入は把握できないこと、また、住民票上の世帯が別々でも実際の居住実態等により支給要件を判断することになるため、実際に見込まれる対象世帯数は④に記載しておりますとおり、現行制度での平成27年度支給実績の43世帯対しまして、改正案で実施しますと80から100世帯程度になると見込んでおります。

⑤では、現行条例の灯油90ℓ分で支給した場合の事業費の比較を記載しております。収入上限額を変更しない場合の事業費が左側の23万4,135円対しまして、収入上限額を引き上げた場合は、右側の54万4,500円となります。

⑥では、改正案の1万2,000円の定額とした場合の事業費の比較を記載しております。

収入上限額を変更しない場合は、左側の51万6,000円、収入上限額を引き上げた場合は、右側の120万円となります。

9月定例会におきまして、この120万円を補正後の予算総額とする追加補正と支給要件等の変更に必要な条例改正をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、1の福祉灯油支給要件等の変更についての説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

よろしいですか。

又地委員。

又地委員 福祉灯油と関係ないのだけれども、国民年金のいまの支給額はどのくらいなっていますか。というのはなぜ聞くかということ、国民年金の受給者と生活保護世帯、福祉灯油支給事業の見直し等々を考えた時に、これが逆さまになるとまずい現象があるという危惧をする部分があるので、お知らせください。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 いま国民年金の65歳から支給した場合の満額の額ですと、78万100円となっております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 国民年金をもらっている人は入らないのだよね、福祉灯油の部分は。国民年金をもらっていても入るのですね。

平野委員長 ほか。

1点、確認なのですけれども、1ページ目の①の7行目。「支給を受けた燃料費は町内での燃料購入に使用しなければならないことを定める」のですけれども、これはどういうふうに人が町内で購入をしたかどうかを見極めるのですか。というのも現状、町内業者さんに灯油を入れてもらっているうちはそのままでいいと思うのですけれども、付き合いなのか何かで他市町から入れてもらっている人もいます。そういう人達にわざわざ町内に変えてくださいというものなのか、タンクで町内から買いなさいというものなのか、その辺をこの条例に載せた以上、きちんとした明確なルールを決めなければならないと思いますので、どのように考えているか。

吉田課長。

吉田町民課長 条例での規定は、使用の制限としまして、新たに規定することとしております。これは、申請者は前条により支給を受けた暖房用燃料費を町内での燃料購入に使用しなければならない。ただし、町内で購入できない電気等の燃料を使用している場合は、この限りではないというふうに条例改正をする予定であります。ただ、実際には申請の際もそうですけれども、決定通知を送る際にもこの燃料につきましては、町内での購入に使用してくださいというふうな記載はしますけれども、確認はする予定はございません。

平野委員長 相澤委員。

相澤委員 各対象者に配る金額はわかるのですが、これはどういうふうな形で。要するに現金だと言うのだけれども、本人に現金を渡すのか、それとも領収書で改めて役場に行ってもらえるのか、その辺を教えてください。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 これも条例のほうに規定する予定でありますけれども、口座のほうに振り込むこととしております。ただし、口座に振り込むことが困難、口座をもっていないかたとかいらっしやいましたら、そのかたにつきましては現金での支給というふうに考えております。

平野委員長 又地委員。

又地委員 条例というのは町の法律だと思うのです。そして、条例に定めるわけです。町内での燃料購入にしなければならないという法律を作った。だけれども、その確認はしないというのはおかしい話ではないか。何かその辺はちょっと。それは、なぜ確認をできないのかと聞きたくなるでしょう、今度。確認をする義務はないのかな。例えば、個人情報云々だとかという問題が出てくると思う。そうしたら、条例から木古内町の法律からこれは削除をしないとだめでしょう。町内での燃料購入に使用しなければならないという文言を。そうではないですか。おかしい話ですよ。

平野委員長 副町長。

大野副町長 この度、給付する現金については、町の予算で予算化したものでございます。これは、町の公金である以上、町中で使用をしていただきたいということをしつかりと明記しないとよそに行って使われてしまうだろうと。そういう意味で、町中での消費活

動に使っていただきたい。消費活動というのは灯油購入、あるいは電気使用料、薪購入、石炭購入ということで、ある程度の箍を嵌めると言いますかそういうものを実施していないと明記しておかないと、外での消費に歯止めがかからなくなるだろうということで、その歯止めの意味での条文でございます。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 26 分

再開 午後 3 時 31 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質問はございますか。

もう 1 点だけ、一番の表で対象者数が現行の場合 189 世帯ある中で、居住実態等で見込まれる 43、ここで 140 件減る理由というのは主に。

吉田課長。

吉田町民課長 この減る理由ですけれども、例えば先ほども説明でも少し触れておりましたけれども、これは世帯数というのはあくまでもうちのほうで把握できる収入です。それと、ここに出ている数字は、住民票上の世帯数というふうな考え方になります。ですから、障害年金とか遺族年金というのは、町のほうでは把握できないものですから、この辺につきましては福祉灯油は年々、民生委員さんのほうに協力していただきまして、その生活実態だとか遺族年金をもらっていただければ、遺族年金の収入だとかを含めて確認をしていただいた上で、申請を受け付けている状態にありますので。実際には対象世帯と思われるというものは、これはあくまでもいまの町で把握できない収入とかを除いた部分での収入になってしまっているものですから、実際にはこれにプラス遺族年金があったりとかということになって収入を超えてしまう人がいたりとか、あるいは単身世帯に住民票上なっているも、実際は世帯は分けていて合わせるとその金額を超えてしまうという部分が出てきて、最終的には大幅に人数が減って世帯数が減って、この世帯数に昨年の実績ですけれどもなっております。

平野委員長 収入オーバーということですよ。因みに、申請漏れというのは可能性はありますか。

吉田課長。

吉田町民課長 これは、可能性というふうに考えれば、やはりゼロではないと思います。地域の民生委員さんにご協力をしていただきまして、全て申請者は必ず民生委員さんと連盟の押印をいただいて、民生委員さんから意見をいただいた上で、申請しております。ですから、申請がわからなくて民生委員さんもわからなくて漏れるというケースは、ゼロとは言いきれないと思っております。

平野委員長 何件から聞いたのですけれども、民生委員との連携が取れていないものなのか、本人がその申請を見落としたのか。実際、収入以内の対象者の人がもらっていなかったという事例があるのです。ですので、そこは広報だったりいろんな面で告知はしていると思うのですけれども、いま聞くとどうも民生委員さんにある程度お願いをして、というか頼ってという状況だと思うのです。民生委員のかたにもこれは漏れなく、確実に申請漏

れがないようなどという方法が申請漏れがなく進めるのかということをちょっと研究して、1人でも申請漏れがないように進めてほしいなと思いますのでお願いします。

吉田課長。

吉田町民課長 先ほどの説明でちょっと漏れていましたけれども、長期入院だとか施設入所をされているかたは対象外になりますので、その部分も合わせてやっているという現状もあります。

平野委員長 鈴木委員。

鈴木委員 90 ㉒から渡島管内の支給状況を参考に 1 万 2,000 円ということで、ほかの市町村と比べても北斗市と一緒に、我が町は充実した内容になったのかなと私はそう思っています。

先ほど、又地議長からもありましたけれども、例えばことしは現金でやってみて、おそろくいままで商品券になれているかたもいらっしやると思うのですが、全員にアンケートとなれば大変かもしれませんが、利用者にとってどちらが使いやすいか。あと、行政にとってできるだけ事務処理の能力は減らす方向を考えながら、できるだけデータを取れるような体制、創意工夫でできそうな気もしますので、一応そういう形で要望です。以上です。

平野委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、次に進みます。

事前にお渡しした資料で、総務課と書いてありますが、こちら町民課の管轄ということで、木古内町動物の愛護及び管理に関する条例についての説明を求めます。

吉田課長。

吉田町民課長 それでは、説明をします。

本日、ご説明する条例案につきましては、9 月定例会において議決をお願いし、28 年 10 月 1 日から施行する予定としておりましたが、過日行われました管理職での議案審議の際に、町民に義務を課す条例の制定であることから、制定前にその内容を公表し、町民の意見を募集するパブリックコメントを実施する必要があるのではないかという議論になりました。

このため、この条例案を 10 月号の町政広報に掲載しましてパブリックコメントを実施し、町民からいただいた意見を参考にしながら、その内容について再度協議した後に、改めて 12 月定例会で議決をお願いする予定と変更になりました。

したがって、本日条例案の説明は本日の調査事項になくて、9 月定例会に提出する内容でもありませんでしたが、パブリックコメントを実施する前に、その内容について議会の皆様にあらかじめ知っていただくため行うものとしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日配付した資料につきまして、表紙に総務課と表示しております。これは、当初この条例の担当課が決まっておらず、条例案は総務課が作成し、町民課と建設水道課の 3 課で内容を協議し、この案を決定したためですが、この度主担当が町民課となり、今後 3 課で連携しながら事務を進めることとなりましたので、主担当課の私のほうからご説明させていただきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、資料の1ページのほうをご覧くださいと思います。

それでは、木古内町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

制定の目的です。

町が制定しているペットに係る条例は、犬を対象にした木古内町畜犬取締及び野犬掃とう条例のみとなっており、制定から既に40年以上が経過しております。

この間、飼養する動物の多様化などが進むにつれ、騒音、ふん尿の放置など飼い方のマナーが問題になってきております。

このため、動物を飼う際のルールを明確にすることにより、ペットによる住民への迷惑等を防止することを目的として、いまの時代にあった新たな条例を制定します。

なお、参考としまして、資料の3ページ以降に木古内町畜犬取締及び野犬掃とう条例との違いがわかるよう、それぞれの条例を並べて掲載しておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

次の主な制定内容ということで、第2条で対象となる動物を「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第4項各号に掲げる動物」と明文化しております。

資料の2ページをご覧ください。

その法律を抜粋したものを載せておりますが、下から3行目、1号で対象となる動物の種類を牛以下11種類、2号で第1号の動物のほかに、人が占有している動物で、ほ乳類、鳥類、またはは虫類に属するものとしております。

1ページにお戻りください。

第3条で「町の責務」を、動物の適正な飼養に関する知識の普及、啓蒙その他必要な施策を実施するよう努めること。

第4条では「町民の責務」を動物の愛護に努めるとともに、町が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めるものと明記しております。

第5条では、飼い主の遵守事項を動物の種類に関係なく規定しております。

主な遵守事項としましては、適正な飼養状況を確保すること、動物の健康状態に留意すること、動物のふんなどを適正に処理すること、動物の鳴き声や体臭など周辺住民へ配慮すること、飼っている動物が逸走した場合には、自己責任により捜索すること。などとしております。

第6条から第8条までは、犬の飼い主の遵守事項を規定しています。

主な遵守事項としましては、飼い犬の散歩時における「ふん」を速やかに処理すること、周辺への危害を加えないよう配慮すること。などとしております。

第9条では、猫の飼い主の遵守事項を規定しております。

主な遵守事項としましては、室内で飼うよう努めること、屋外に出す場合は首輪などにより飼い主がいることを明らかにするとともに、避妊手術や去勢手術など繁殖を防止する措置を講ずること。などとしております。

第10条では、飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項として、繁殖を防止する措置を講じ、周辺的生活環境の保全に努めることとしております。

飛びまして、第18条では罰則について。その内容により、10万円以下、5万円以下、3万円以下の3段階の罰金または科料に処することを規定しております。

なお、木古内町畜犬取締及び野犬掃とう条例に規定しておりました、蓄犬を捨てた者への罰金は、動物の愛護及び管理に関する法律に同様の規定があることから、新しい条例では規定しないこととしております。

このほか、第 11 条から第 17 条までに、野犬の捕獲など木古内町畜犬取締及び野犬掃とう条例の内容を引き継いで規定することで、当該条例は新しい条例の施行と同時に廃止することといたします。

以上で、木古内町動物の愛護及び管理に関する条例の制定について、説明を終わります。

平野委員長 説明が終わりました。先ほど説明がありましたとおり、9 月定例会ではなく町民の意見を聞いた上で、12 月に条例を新たに上程するという流れですので、広報にどのような形でくるのかわかりませんが、皆さんも何かご意見がありましたら。

又地委員。

又地委員 この条例は 12 月ということなのであれなのですけれども、最近町内に犬だとか猫だとかの死体を処分してくれる会社があった。そして、その灰を何か大平のほうに埋めているのかどうかかわからないけれども、そういうふうに灰間をしているのですけれども、これは管轄はどこになるのでしょうか。保健所なのか道なのか。ということは、大川の向こう端、こっちから行って向かい側のほうに何か会社があったらいいし、そこで焼いているようですし、そして焼いたものを大平のほうに埋めているのだね。大平のほうの地域の人方から、「どこの管轄になるのですか、役場ですか」ということですし、もし役場のほうに町のほうに来ていなければ、たぶん保健所かなという気もしているのだけれども、その辺の監督責任みたいなものは町にあるのかどうか。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 これは、ちょっと私のはっきりしたことはあれですけれども、おそらく産業廃棄物の扱いになるのかなという気はします。確認をしなければわかりませんので、これは改めて確認をした上で、ご回答をしたいと思います。産業廃棄物になれば北海道です。一般廃棄物になれば町の管轄になります。

平野委員長 又地委員。

又地委員 そうなると条例の 3 ページの 7 番、「動物が死亡した場合は、その死体を適正に処理すること」ここの意味がちょっとわからない。産廃扱いになるのか、それともこの辺の。その下に「適正に処理すること」と結んでいるのです。そうしたら、適正に処理をするのだから死んだもの、死骸をごみ袋に入れて月曜日とか木曜日に燃えるごみとして出してもいいのかという問題もある。

平野委員長 吉田課長。

吉田町民課長 ペットに関して言いますと、動物につきましては通常死体だとかは、一般廃棄物の扱いになります。ただ、業者でこのようにお金を取って火葬とかをされているわけですから、そうなればちょっと扱いが変わってくると思います。この辺は私もいま即答はできませんので、戻って調べさせていただきます。ただ、一般のかたが動物を捨てる場合につきましては、一般廃棄物扱いで大丈夫です。ただ、ペットにつきましては、ごみではありませんので、一般廃棄物というのとまたちょっと違ってくるという考え方もあります。ですから、その辺は一般廃棄物としてごみとして処理をしてもいいですし、別な方法でというのもペットに関してはあるようです。

平野委員長 又地委員。

又地委員 生きている以上はペットです。だけれども、死んでしまったらペットではなくなってしまうでしょう。ただ、ペットとして養って可愛がっていた気持ちであって。死んでしまったものは一般廃棄物でいいのではないのかな。そうしたら、ごみ袋に収集業者に出すということでもいいのでしょうか。

平野委員長 問題はないのですけれども、これはモラル的にそういう会話をしているのですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 47 分

再開 午後 3 時 51 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにないようですので、以上で町民課の木古内町動物の愛護及び管理に関する条例についての審議を終えます。

以上をもちまして、町民課その他全ての審議を終えます。

町民課の皆さん、総務課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 51 分

再開 午後 4 時 00 分

3. 意見書

＜木古内地区連合＞

・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・
拡充と就学保障の充実「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、会議次第の 3 番目の意見書ということで、木古内地区連合から意見書の案が出てきておりますので、その説明について事務局からお願いいたします。

休憩の中で、意見書の採択・不採択を議論したいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 02 分

再開 午後 4 時 04 分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

意見書案で出されておりました、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書については、採択といたします。

以上で、意見書の審議を終えます。

4. 所管事務調査報告

●調査項目

○第3回総務・経済常任委員会 7月4日（月）開催

<町民課>

・放課後児童健全育成事業（学童保育）について（継続）※現地調査含む

<まちづくり新幹線課>

・観光事業（観光交流センター・広域）の現況について

<産業経済課>

・観光事業（町内）の現況について

○第4回総務・経済常任委員会 7月21日（木）開催

<町民課>

・放課後児童健全育成事業（学童保育）について（継続）

○第5回総務・経済常任委員会 8月1日（月）開催

<総務課>

・財政収支計画について

・ふるさと納税について

<病院事業>

・老健いさりび改革プランについて

○第6回総務・経済常任委員会 9月1日（木）開催

<総務課>

・工事契約について

<まちづくり新幹線課>

・人口減少対策について（継続）

●議会閉会中の所管事務調査 ※別紙参考

5. その他

平野委員長 続きまして、報告書のまとめと閉会中の所管事務調査について、皆さんからご意見をいただきたいと思いますが、こちらも休憩の中で審議をしたいと思いますので、暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時19分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

所管事務調査報告並びに議会閉会中の所管事務調査も休憩の中で、各委員から意見をいただきました。それを反映させて報告書の作成をし、閉会中の所管事務調査項目も別紙のとおり決定します。

以上、その他の項目も終わりましたので。

又地委員。

又地委員 5期20年を終えられた佐藤 悟議員と笠井敬吾議員、今回の定例会の初日に自治功労の表彰があります。そして、23日に直来がありますので、笠井議員は議員会で招待ということにしましたので、了承していただきたいと思います。

平野委員長 報告が又地委員からございましたので、そのようなことで。

以上で、第6回総務・経済常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、若山総務課長、田畑主査、福田まちづくり新幹線課長
丹野新幹線振興室長、加藤（隆）主査、畑中主査、中山主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会
委員長 平 野 武 志